

国立大学協会

報 会

昭和39年6月
第25号

-
- 一、事業報告
第三十回、第三十一回総会、役員会、大学運営協議会……等
 - 二、調査
 - 三、会計報告
昭和三十八年度 決算
昭和三十九年度 予算案
 - 四、彙報
会則、大学運営協議会規程、同実施細則、
各役員、各委員等一覧表、要望書……等

会 報

(第二十五号)

国立大学協会

目 次

一、事業報告

- 1、役員会議事要録(昭和三八・二一・七 第三十回總會第一日)……………一
- 2、第三十回總會議事要録(第一日)……………一
- 3、第三十回總會議事要録(第二日)……………五
- 4、第三十一回總會議事要録……………八
- 5、第五回大学運営協議會議事要録……………三
- 6、役員会(昭和三九・四・二五)……………五
- 7、第六回大学運営協議會議事要録……………六

二、調査

- 昭和三十九年度国立学校予算小観
(第四六回国会(常会)成立、池田内閣)
(主として国立大学、同附属病院及び附置研究所の予算について)
佐藤憲三(前東京工業大学事務局長)……………一六

三、会計報告

昭和三十八年度 [自昭和三十八年四月 至昭和三十九年三月三十一日] 決算……………四

附財産目録

昭和三十九年度 [自昭和三十九年四月 至昭和四十年三月三十一日] 予算案……………四

四、彙報

- 1、国立大学協会会則……………四
- 2、大学運営協議会規程……………五
- 3、大学運営協議会規程実施細則……………七
- 4、国立大学協会役員一覽表……………八
- 5、各常置委員会委員一覽表……………八
- 6、組織整備特別委員会委員、専門委員表……………九
- 7、一般教育特別委員会委員表……………一〇

8、	学生急増対策特別委員会委員表	五〇
9、	新設大学拡充特別委員会委員表	五〇
10、	大学運営協議会委員・臨時委員、専門委員表	五〇
11、	大学運営協議会（問題点検討）小委員会、委員・専門委員表	五一
12、	第六常置委員会小委員会（特別会計制度）委員・専門委員表	五一
13、	第六常置委員会小委員会（給与制度改善）委員・専門委員表	五一
14、	各専門委員表（第三、第四、第五、第六常置委員会）	五一
15、	要望書の提出（第二十九回総会第三十回総会及び第三十一回 総会）	五二
16、	国立学校特別会計制度について（一乃至八）	五七
17、	大学卒業予定者のための推薦選考開始時期について	六三

一、事業報告

1 役員会議事要録 (第三十回総会)

日時 昭和三八・一一・七(木) 午前九時半

場所 日本学術会議控室

出席者 会長、両副会長、各理事、各監事、各常置委員会委員

議長

茅会長主宰の下に開会

一、議事日程について

会長から、第三十回総会の議事日程について説明があり、承認された。

二、理事会開催について

本田副会長から、茅会長および平沢副会長が任期満了のため近くご退任になる予定であると伺っているが、丁度国会が開かれる折でもあり、至急後任者を選出のうえ協会の態勢を整えて置く必要があると思ふ。したがってそのための理事会を開催されたい旨の提案があり、協議の結果、十二月十八日(水) 午前十時から東京大学で開催することに了承された。

三、教育会館内に本協会の事務室を設けることについて

右につき杉野目理事から提案があり、特に所要経費の問題が論議の対象となったが、経費については後刻検討することとして、一応申し込みの手続だけすることに了承された。なお鶴田事務局長から、協会の事務室を教育会館内に移すとしても、独立した事務局とすることは種々の制約から無理と思われ、総会等の際には各大学の理解と応援を求めることにならうとの見解が述べられた。

四、大学設置審議会委員候補者の推薦について

右につき会長から、十月十四日をもって任期満了となった静岡、横

浜国立両大学長の後任として、静岡、横浜国立、群馬、東京芸術の四大学長を推薦したので事後承認として了承を得たい旨を述べ、了承された。

五、新設大学拡充特別委員会について

右につき会長から、藤岡埼玉大学長に幹事役をお願いし、今回の総会までに一応の報告ができるように進めたい旨を述べ、了承された。

2 第三十回総会議事要録 (第一日)

日時 昭和三八・一一・七(木) 午前十時

場所 日本学術会議講堂

出席者 各国立大学長

茅会長議長席につき開会を宣す。

一、議事日程について

会長から、本総会の議事日程について説明があり、原案どおり承認された。

二、会長から、琉球大学長の与那嶺松助氏がオブザーバーとして出席された旨の紹介があった。

三、会員の交替について

会長から、前総会以後における会員の交替について次のとおり紹介された。

(大学名)

(新学長)

(旧学長)

東北大学

石津 照 璽

黒川 利 雄

名古屋大学

篠原 卯 吉

松坂 佐 一

宮崎大学

岩村 岳 岳

甲斐 三 郎

北渡道学芸大学

城戸 幡 太郎

三井 透

電気通信大学

松平 正 寿

山本 勇

四、第二常置委員会委員長の交替について

右に会長から、次のとおり紹介された。

新委員長

横浜国立大学長

黒 沢

清

旧委員長

東北大学長

黒川利雄

五、大学設置審議会委員候補者の推薦について

右につき会長から、任期満了に伴う次期委員の候補者として次の四氏を推薦した旨を述べ、承認された。

静岡大学長

渡辺 寧

横浜国立大学長

黒沢 清

群馬大学長

長谷川 秀治

東京芸術大学長

小塚 新一郎

六、要望書の提出について

会長から、第二十九回総会の決議に基づき次の要望書を作成、(一)については会報第二十四号三十ページに掲載のとおり既に関係方面に提出済みであるが、(二)については来年度予算折衝の時期等を考慮して適当な機会に提出する予定である旨の報告があった。

(一) 大学保健管理の制度化について

(二) 大学院課程増設について

七、会報第二十四号の発行について

右につき会長から、第二十九回総会以後の記事をとりまとめ、今回第二十四号として発行した旨の報告があった。

八、会務について

会長から、第二十九回総会以降の諸会議について次のとおり報告された。

(一) 九月十四日(土)開催の役員会について

九月二十八日(土)に開催を予定していたが、都合により繰り上げて九月十四日(土)午前中に役員会を開催して第三十回総会の開催日時等を決定し、各委員長の報告ならびに協議を行なった。同日午後は文部大臣主催の懇談会が神田の学士会館で催され、大学の当面する重要諸問題特に認証官問題について懇談した。これは大臣が大学との間の意思の疏通をはかりたいとの要望から開かれたものであるが、認証官問題については大臣から、責任の重い大学の学長を任命する際の手続きを莊重にすることと地位を向上させることおよび

給与改善のためからであるとの詳しい説明があった。これに対して種々意見の交換が行なわれたが、結論は勿論出ていない。

なお、当日の出席者は次のとおりである。

文部省——大臣、政務次官、事務次官、大学学術局長、官房長、

人事課長

国立大学協会——会長、両副会長、北海道、東北、秋田、新潟、

東京教育、東京学芸、金沢、岐阜、名古屋、大阪、滋

賀、九州、一橋、神戸、茨城各大学長

(二) 講座、学科目に関する省令についての第一、第五両常置合同委員会について

第二十九回総会の決定に基づき、去る八月二十六日(月)第一、第五常置合同委員会を本田副会長出席のもとに開催し、文部省から村山審議官、井内大学課長、安養寺教職員養成課長の出席を煩わし、文部省がこの省令を制定するにあたっての方針を聞いた。その際の記録は、九月十七日付国大協庶第二三一号をもって会長から各大学長あてに資料としてお送りしたので、ご覧いただけましたものと思

う。

なお、このほか、

(三) 第一回一般教育特別委員会

七月二十日(土)

(四) 第二回

九月二十七日(金)

(五) 第四常置委員会同専門委員会

八月十二日(月)

(六) 第三常置委員会専門委員会

十月二十六日(土)

(七) 第三、第四常置合同委員会

十一月六日(水)

(八) 第五常置委員会

十一月六日(水)

(九) 第六常置委員会同専門委員会

十一月六日(水)

の諸委員会がそれぞれ開催された。

以上の報告に対して、認証官問題についての大臣の説明中、責任が重い、軽いというのはどういうことか、格差問題が論議されている折でもあり納得のゆく説明が伺いたい旨の発言があり、会長から、規模の大きいところは責任が重いということであるが納得したわけではな

く、意見の交換をただけである。東京大学の立場からは認証官とすることが学長の地位を向上させるものとは思わないとの意見を述べたが、他の学長からも種々の発言があった。なお、この件は本総会中時間に余裕があればあらためて論議したいとの回答があった。

九、大学運営協議会委員長報告

右について茅委員長から次のとおり報告された。

(一) 大学運営協議会規程実施細則制定施行について

さきの第二十九回総会に報告のとおり、大学運営協議会の発足に伴う同規程実施細則の制定については、去る六月十二日に実施細則案を各大学長あてに送付し、これを各大学において十分に検討願ったうえ、それらのご意見について慎重に審議を重ねた結果、去る九月二十七日の大学運営協議会において、決定即日施行の運びとなった。審議経過の詳細については会報第二十四号十二ページ以下に記載されているので参照されたい。

(二) 問題点検討小委員会について

さきの第二十九回総会において報告後、選定された問題点を検討するため七月十七日(水)に検討小委員会(臨時委員田中、加藤両氏も出席)を開催し、問題点の検討を始めると共にさらに臨時委員として、

東京大学教授

大河内 一 男

京都大学教授

桑原 武 夫

の両氏に参加をお願いすることとした。

ついで八月十七日(土)に四人の臨時委員を加えた問題点検討小委員会を開催して協議したが、問題の内容が非常に重大であり、また、結論を早急に求めることも困難なため、学問の自由、大学の自治、大学の管理運営等について今日に至るまでの与論調査、論説等資料の収集を行ない、総合的に審議を重ねてゆくこととした。

なお、前総会以後に開催した大学運営協議会関係の会議は次のとおりである。

(イ) 第四回大学運営協議会

九月二十七日(金)

十、各常置委員会所管事項報告

右につき各委員長から次のとおり報告があった。

第一、第二常置委員会(格別に報告する事項なし)

第三常置委員会 都崎委員長

十月二十六日に専門委員会を、昨日は第三、第四両常置合同委員会を開き、文部省から笠木学生課長に出席を願って昭和三十九年度予算要求事項等について説明を伺い協議を行なった。

(一) 昭和三十九年度予算要求について

予算要求の柱として、保健、補導、施設の三つを立て、保健関係では医師手当の増、補導関係では学生リーダーシップトレーニング費の増と学生会館運営費の獲得、施設関係は運動場その他各種施設を要求されている。補導関係では補導教官の整備が新規に要求され、教養部を認められている大学には一学科程度(教授一、助教授一、助手一)、ない大学にはクラス担任の教官に七%の調整額支給を要求されているが、これについては種々議論があった。つきに寮については二十一億と本年の七倍を要求されているが、全体で三百億を必要とするため、これを十年計画で実施するとしても年間三十億が必要となり、まだ不足であるとの説明であった。学生会館は八校分四億、また、アイソトープ防護費を学生にも適用するよう要求しているとのことであった。

(二) 学生部職員に対する講習会について

ご承知のとおり、一昨年以來、九州大学において実施されているが、受講定員二十名に対し、本年の受講者は十一名(国立七、私立四)で、国立大学も五大学に偏している状況である。期間が三ヵ月と長期にわたるため参加させにくい点もあるが、各大学の協力を得たいというところで話し合った。

(三) 大学院学生に対する奨学金について

単価および被貸与者数を増加させる件について話し合った。本年は九十億であったが来年度は百五十億と増額を要求し、重点を大学院に向けることであるが、現状として例えば富山大学では二十人に一人の貸与率で、学部時代に貸与を受けた者が大学院に進んでから受けられないとのことである。これは古い大学の実績等が基準になって配当されているためもあるが、全体の額を増加させることがまず必要なので、研究者養成上欠くべからざるものとして、その趣旨の要望書を提出することとしたので総会に提案したい。

第四常置委員会 遠城寺委員長

八月十二日に専門委員会、昨日第三常置委員会との合同委員会を開催した。

この委員会としては先般要望書を提出してその実現方を要求したように保健管理センターの問題がある。これについては三十九年度概算として、大規模のもの三大学、中規模のもの二大学、小規模のもの二大学と計七大学を目標にモデルを作り、その成績いかんによってさらに各大学へ拡げてゆく構想のもとに要求がなされており、実現すれば学生の健康管理上有益で適切な処置であると考えている。しかしながらその実現は必ずしも樂觀できないので、この際重ねて要望書を提出し実現を推進したい。なおセンターの運営については学生部だけで十分であるか、学長の直属とすることがよいか等種々意見の交換を行なった。

このほか、各大学の实情に則して実現しやすい面を要求してゆきたい考えである。

第五常置委員会 渡辺委員長代理

八月二十六日と昨日の二回にわたって委員会を開催したが、前回の総会でご承認をいただいた大学院課程増設について別掲のとおり要望書案を作成したのでご審議願いたい。

この案に対して人文社会科学関係についての配慮が十分でないとの発言があり、意見の交換が行なわれた結果、第三常置委員会から提案

されている奨学生関係の要望事項をも含め、委員会で再検討することに了承された。

第六常置委員会 杉野目委員長

本委員会としては、前回の総会で報告のとおり教官の待遇改善と明年度の概算要求に際しての要望書の問題につき、昨日文部省から、会計、人事、施設部の各課長にご出席願ひ資料を持ち寄って協議を行なった。その結果、要望書として別掲のとおり

(一) 教官研究費の増額について

(二) 国立文教施設整備費の増額について

(三) 学生経費の増額について

の三案を作成したのでご審議願ひたい。また、関係各方面へのPR用として昨年と同様「国立大学等の施設整備について」として資料を作成したので、これを十分利用して関係の各方面へ働きかけていただきたい。

次に、教官の待遇改善の問題については、第六常置委員会の中に特別委員会を設け抜本的な対策をたてることになった。

目下、東京大学等に依頼した資料が届くのを待っている段階であるが、その間とりあえず現給与体系の下で改善すべき点を検討しようではないか、また、大学院をおく大学と然らざる大学の教官の級号扱いの差別の解消、専任講師が弱体なので助教に準じた取扱いとしようではないか、住宅も公務員住宅の割当てを特に配慮されるよう大蔵省へ要望しよう、生活費は財団(特殊法人)を作つてそこから援助するような方法はどうか等のことについて意見を交換した。

以上の報告に続いて種々質疑応答があり意見の交換があった。

組織整備特別委員会 黒沢委員長

前回の総会後格別の進展をしていないが、当時は各大学で問題点を検討願つたうえ、本総会でそれを整理し、さらに各大学のご意見を伺うことを考えていた。しかしあまり性急に結論を求めるとなく、慎重に進めてほしいとの意見が強いようでもあり、静観している状況である。整理した問題点の主要なものは、(一)国大協会の組織(学長と会

員)、(二)公開非公開、(三)学部長会議等との連絡、(四)常置委員会の組織構成、(五)協会の機能の向上等であり、なお、これら問題点については再確認をお願いすると共に、今後はこれらの諸点をもっと具体的に細かく記述し、さきに述べた手続きにより慎重にまとめあげてゆきたいと考えている。

一般教育特別委員会 本田委員長

本委員会設置の趣旨が、去る三十六年に出された当協会の報告についてその拡充と実現を図るものとされていること、また、一般教育については文部省もその改善に力を尽されていることから、委員会としては前記報告の各項目について再検討を加えるため、文部省の担当官にも出席願って二回にわたり自由討議を行なった。したがって現在のところ特に結論的なものはないが、委員会としてこれから固めてゆきたいことは、責任態勢の確立強化の問題、基礎科目と一般科目の分析配置、現行単位数の適否、総合コースの具体化の問題、医学進学課程の問題、一般教育担当教官(老練教官)と特別手当、図書館実験室等環境の問題等を考えている。なお、一般教育の問題については基準等研究協議会においてもその審議が進められているので、これとも連絡をとりつつ今後検討を続けてゆきたい。

3 第三十回総会議事要録 (第二日)

日時 昭和三八・一一・八(金)午前十時

場所 日本学術会議講堂

出席者 各国立大学長、文部省井内大学課長

茅会長議長席につき開会を宣す。

一、各常置委員会所管事項報告

第一常置委員会 石橋委員長

委員会の担当すべき仕事の分野等将来のことについて話し合ったが特に報告することはない。

第二常置委員会 黒沢委員長

一、二期校の問題、一般教育の学科課程について一般教育特別委員会と連絡協議の件、ベビーブーム対策、アンケートのこと、能力開発研究所の問題等について話し合ったが、一般教育の問題についてはきたる十二月五日(木)に一般教育特別委員会と合同の委員会で対策を協議することとした。また、能力開発研究所の問題についてはその成果を見守っているというのが現情である。

以上の報告に対し、能力開発研究所の問題に対する本協会の態度について意見の交換が行なわれたほか、教員養成関係学部学科課程について検討願いたい旨の発言があったことについて黒沢委員長から、第七常置委員会委員長と協議したい旨の回答があった。

第三常置委員長 都崎委員長

昨日の報告中、大学院学生に対する奨学生割当数および金額の増を要望する件については、第五常置委員会から提出される大学院増設の問題についての要望書に含めてはどうかとの会長の示唆を検討した結果、両者は問題の性質が異なるるところから別箇に要望書を作成するのがよいとの結論に達したのでご審議願いたい。

次に、第四回の全国厚生補導研究会についてであるが、これは全国を四ブロックに分け国公私立大学関係者の個人加入によって組織されているものである。活動の形態等は各地区で異なっているがこの他にも自然発生的な集りがあり、それらの研究結果が前記の研究集会で発表され、文部省もこれを後援している。このようなことから、国立大学協会としてはどのような態度をとるべきであるかについて種々懇談した。なお、文部省はこの研究集会の将来に対して静観をしつつその伸展を見守っているとのことである。

以上の報告中前段の要望書に関連して、その趣旨は結構であるが、このように各常置委員会から各種の要望書が提出されることになるかどうか、結果としてはその目的にそわぬことにもなりかねないので考慮されたい。また、要望書中「定員に満たない」との語句は大学院増設を要望している立场上表現として好ましくない等の発言があり、種々意見の交換が行なわれた結果、要望書は採択のうえ

重点云々の件は、予算折衝等の際にその折衝に当たる関係者に一任することとし、文章の点は、「定員に満たない」を削るほか細部の検討修正を事務局に一任することに了承された。

第四常置委員会 遠城寺委員長

第三常置委員会と合同で学生の保健管理の問題について意見を交換した。現状としては保健センターの設置が急務であり、これが実現すれば保健管理の問題も漸次改善されてゆくものと考えられる。したがってセンターの設立を実現するため重ねて要望書を関係方面に提出して強力に働きかけることとした。

右の要望書の内容については委員長に一任された。

第五常置委員会 渡辺委員長代理

昨日の総会の席上、第三常置委員会から提案された大学院学生に対する奨学金についての要望の趣旨を、本委員会から提案した大学院課程増設に関する要望書に含めてはとの会長の示唆については、両者の提出先（文部省と育英会）に多少の相違もあることから、当初の方針どおり別個に作成することとした。なお、要望書の内容については、一部修正したので、ご審議願いたい。

右の要望書については、第三常置委員会提案の要望書とも関連があるので、文章等については、なお事務的に検討することとして承認された。

また、関連事項として第一常置委員会委員長から、審議領域の問題について発言があり、会長から、それらの点は組織整備特別委員会を検討されようとの回答があった。

第六常置委員会 杉野目委員長

要望書の修正について意見を交換し、案を作成した。また、教官の給与改善問題についてこの進展をはかることを再確認した。人事院では明年の給与改訂資料を準備中であるとのことで、これに間に合うよう資料を作成し人事院に働きかけたい。なお内容としては、学長の管理職手当を一本化しすべて二十五%とすること、大学院の有無により適用している俸給表の差を撤廃すること等を考えている。

以上の報告に対して、人文社会科学系と自然科学系との学生経費に差がありすぎるので、この解消に努力されたい旨の発言があり、委員長から、当面は全般的な増額に重点を置くが、将来はその点も考えることになろうとの回答があった。

第七常置委員会 高坂委員長

当面の教員養成関係諸問題について意見を交換した。そのうち昭和四十一年からのいわゆるベビーブームについては国立大学協会としても急増対策を検討中のため、これに対する協力を惜しむものではないが、教員養成の面については、多少考慮しなければならぬ問題がある。すなわち、昭和四十年の度、中、高校で、児童、生徒に四十万余の減があることである。これに対して文部省では、従来の教員一名について生徒五十名という基準を四十五名に減らすよう五ヵ年計画をたてたが、前国会では成立しなかった。したがって、このままでは相当数の教員を整理しなければならぬことになり、この現状を無視して単にブーム対策としての学生増募を考えることはできない。よって前記五ヵ年計画の実現を期待すると共に、教育の目標としても学校教育の養成ばかりでなく社会教育の分野にも進出できる教育を行ない、卒業生をその方面へ進ませることを地域の特殊性とにらみ合わせて検討してみてもどうか等について話し合った。

以上の報告に続いて、第七常置委員会の委員構成についても論議し、学芸学部、教育学部を有する大学からも本委員会に参加されることが望ましいとの結論であった旨の補足があった後、省令制定と学科課程の問題、高校教員養成の問題、教育大学協会との関係等について種々質疑応答ならびに意見の交換があった。

二、講座、学科目等に関する省令の制定について

文部省井内大学課長から次のとおり説明があった。

八月二十六日（月）、第一第五両常置委員会合同委員会の席をお借りして経過等詳細を申し上げたが、その後各大学から個別にお話を伺って最終的な調整をしている段階である。本省内部でも審議班、予算班と打ち合わせを行ない、一応の案ができた段階でさらに各大学にこ

の案を照会し、大学側のご意見を伺う手筈にしている。なお、先般の合同委員会の席上で、講座、学科目、部門等を省令で規定するとそれが固定化するのではないかと懸念を持たれた向もあつたが、今後省令を改正する場合の手續きについては、大学学術局長名の公文書をもつてお知らせすることにしてゐる。その骨子を申し上げると、

○ 予算措置を必要とするもの

新規——概算要求を出し、予算が認められた後翌会計年度から施行するよう通知する。

標準予算——当初年度の初めに文部省と大学側とで十分検討するルールをつくりたい。

以上、予算措置と省令改正については今後十分に意思の疏通をはかるようにしたい。

○ 予算措置の必要がないもの

従来はルールがなかつたが、今後は提示をいただいたうえ大蔵省に通告し、翌会計年度から施行できるよう十一月中に回答する。

教職員養成課程については前回ご説明申し上げた際の方針で進みたいので、ご協力を得たい。

なお、大学基準等研究協議会が発足し、学長各位にも参加願つてゐるので協力をお願いしたい。

また、ベビーブームに対する施策については、高等学校側、大学側の両者の要求、需要等から資料を調査整備中である。

以上の説明に続いて行なわれた質疑応答の要旨は、次のとおりである。

○ 教員が過剰になることを予想しながら、なぜ学芸大学、学芸学部
の教育目標を一率に教員養成にしぼるのか、学芸学士の養成を含めることも、この緩和に役立つものと思う。

○ 教員養成学部の今後の整備の方向があるので政策に関するが、これを実施しようとしている。ご意見は伝えたい。

○ 現状をそのまま省令化するといひながら、なぜ学芸学部のみを特に規制しようとするのか、現状は好ましいものと思う。

○ ベビーブーム対策の調査進捗状況を承りたい。
○ 四十年度の概算には是非間に合わせたい。

三、その他

(一) 要望書の取り扱いについて

会長から、午前の総会で論議された各種要望書の取り扱いについて、従来は財政関係事項を三本の柱としてこれに重点を置いてきたが、その他の事項についても大学としてはないがしろにできない問題であるとの見解のもとに關係各方面に了解を求めることにしたい旨を述べ、了承された。

(二) ベビーブーム対策について

右についてフリートリーディングが行なわれ、現在より約二万五千名の増加を予想される昭和四十一年度以降の国立大学入学志願者の受け入れについて、志願者の数値的な推定とこれに伴う受け入れの態勢、特に教官、施設および学生経費の問題を中心として、隘路は何か、増募可能な分野は何か、増募を人文あるいは理工系に限定して考えるか、多人数教育の必要性とこれに伴う諸問題等について意見の交換が行なわれたが、結論は次回以降に譲ることとした。

(三) 新設大学拡充特別委員会について

右について、その後の経過を伺いたいとの発言に対して、会長から、赤堀第五常置委員会委員長が海外出張中であること、また、福田氏に代わる後任の第一常置委員会委員長も漸く昨日の委員会で決定した等の事情からそのままになっていたが、昨日関係者間で協議の結果、委員として十名の方を推薦し、赤堀第五常置委員会委員長
にお願ひして目標を一応定めて検討を始めることになった旨の回答があつた。

(四) 次の総会までに退官されることとなる茅会長、平沢副会長および
今中佐賀大学長から、それぞれ退任の挨拶があり、ついで本田副会長から、各氏在任中の功績に対する謝辞が述べられた。

4 第三十一回総会議事要録

日時 三九・十一月(木) 午前十時

場所 日本学術会議講堂

出席者 各国立大学長

大河内会長議長席につき開会を宣す。

会長から、さきにご通知申し上げたとおり昨年十二月十八日に理事会を開催し、茅前会長と平沢前副会長の後任者を選挙の結果、大河内が会長に、奥田京都大学長が副会長に当選就任したので、今後の協力をお願いしたい旨を述べ、議事に入った。

一、議事日程について

会長から、本総会の議事日程について説明があり、原案どおり承認された。

二、会員の交替について

会長から、前総会以後における会員の交替について、次のとおり紹介された。

(大学名)	(新学長)	(前学長)
東京大学	大河内 一 男	茅 誠 司
京都大学	奥田 東	平沢 興
神戸大学	柚木 馨	福田 敬太郎
佐賀大学	田中 定	今中 次 麿
福井大学	藤野 清 久	長谷川 万 吉

三、要望書提出について

会長から、左記七件の要望書を関係方面に提出することについては昨年十二月十二日付の文書をもって茅前会長より各大学長あてに詳細報告してあるが、その際未処理であった分については、本田、奥田両副会長、杉野目第六常置委員会委員長、高橋委員と大河内が同行して自由民主党三木政務調査会長に対しては十二月十八日、久野衆議院文教委員長に対しては翌十九日にそれぞれ面接懇談して要望書を提出し

た。

なお、その後予算折衝の過程においても、大河内が、文教施設整備費の増額その他について、三木政務調査会長および久野文教委員長と会談を重ね要望した。

また、参議院中野文教委員長に対しては、十二月二十五日に杉野目第六常置委員会委員長が、要望書を持参、提出された。

要 記

要 望 書

A 大学院および大学の奨学制度の拡充について

B 大学保健管理体制の改善整備について

C 大学院研究科増設について

D (一) 教官研究費の増額について

(二) 国立文教施設整備費の増額について

(三) 学生経費の増額について

E 学長、学部長、部局長、教官の待遇改善について

四、大学卒業予定者の就職に関する推薦選考開始時期について

会長から、このことについては毎年文部省のあっせんにより、国公立大学および短期大学の各協会または私大連盟が申し合わせを行い、求人側に協力を求めてきていたが、昭和三十九年度の卒業者についても同様に配慮されているので、都崎第三常置委員会委員長から説明を伺うことにしたい旨を述べ、同委員長から次のとおり報告ならびに提案があった。

本年一月十六日、国公立大学団体の関係者が文部省へ集り申し合わせを行なった。その際文部省では、例年のとおり本年も大学学術局長から学生の推薦選考時期につき事業所へ通知を出したいが今年、それに合わせて特定の学校、昼夜間等の本人の能力以外の点で差別しないように配慮されたい旨の文書を出したいとのことであった。また今年も去年より早くこの通知を出すことにしているが、これは去年の場合通知が出される前に選考が始まっていた例があったので、そのような事態を防ぐ意味で時期を早めたものであるとの説明であった。

国立大学協会としてもこの申し合わせの線を守り、特に十月一日以降推薦については本年も厳格に実施してほしい。

ついで会長から、国立大学側としては昨年の申し合わせの際も「十月一日以降実施を目的として行なう」という点を「十月一日以降実施することを厳守する」よう主張してきたが、一部には、場合によっては十月一日以前でも推薦することもあるという強い意見があり、結局文面は本年も昨年同様「十月一日以降実施を目的として行なう」ということになると思う。しかし、国立大学としては、これを実行する場合、昨年同様「十月一日以降実施することを厳守する」という扱いでゆくこととし、この旨を関係方面や事業者団体に通知し協力を得るようになりたい旨を述べ、異議なく了承された。

五、国立学校特別会計制度について

本件の審議に先立ち会長から、専門委員を紹介された後、本日は午後三時半から文部大臣に面会し、本総会で議せられた国立学校特別会計制度に対する意見書を手交すると共に、四時からは報道関係者にも発表する予定にしているので、それまでに結論が得られるよう各位の協力をお願いしたい旨を述べ、審議に入った。

(一) 経過報告 杉野目第六常置委員会委員長

本件については、その当初からの経過を十二月二十日付の文書をもって、すでに会長から各大学長あてに通知されているが、以下開催された会議の順に従って本日本までの経過を報告する。

1、十二月十九日（木）第六常置委員会および役員会の合同会議を開催し、文部省より、内藤事務次官、安嶋会計課長、井内大学課長出席のうえ、大蔵省提案の学校特別会計の趣旨、目的など説明があり、これに対する当協会の意見を求められた。

当協会としては、これに対処するため、急遽専門委員として、東京大学経済学部の武田、遠藤両教授、同法学部の辻、雄川両教授、一橋大学田上教授の五氏を委嘱し、次のとおり会議を開催して検討を重ねた。

2、十二月二十三日（月）午後三時から第六常置委員会の小委員会

を開催、小委員会委員としての会長、両副会長、杉野目第六常置委員会委員長、一橋、横浜国立大学長および専門委員五名が参加し、まず文部省小林大学学術局長、安嶋会計課長、井内大学課長より、学校特別会計制度についての構想等につき詳細な説明を聞き、引き続き小委員会において詳細にわたって検討を行なった。

3、ついで翌十二月二十四日（火）午前十時三十分から専門委員会を開催、大河内会長および五名の専門委員に、鶴田局長、錦織第六常置委員会専門委員が加わり、前日の検討に基づいて、当協会としての意見（案）を起草、さらに、この専門委員会案を審議するため、第六常置委員会の小委員会を開き、大河内会長、本田副会長、杉野目委員長、高橋、黒沢両学長が参加され、同日午後九時まで慎重審議して、小委員会としての意見（案）を作成した。

4、翌二十五日（水）午前十時から第六常置委員会および役員会の合同会議を開催して、右の小委員会案を慎重審議し成案を得たので、即日会長より各大学長あて送付すると共に、本案を至急ご検討のうえ、これに対するご意見を一月二十一日までに当協会事務局に必着するようご配慮を願った次第である。

5、なお、この案に対する説明資料として、武田専門委員の説明要旨を一月七日付で会長より各大学長あてに送付し、参考資料としてご利用をお願いした。

6、ついで、各大学より寄せられたご意見を検討するため、一昨日専門委員会を開催し、当協会意見（案）について再検討を行なった。

7、さらに、右の専門委員会の検討した結果について、昨日午前十時から第六常置委員会および役員会の合同会議を開催し、慎重に協議検討を加え、お手元にお配りした案を得た次第である。

なお、各大学のご意見および成案を得るに至った経緯については、専門委員にその説明をお願いすることとした。

(二) 意見（案）修正についての説明 武田専門委員

原案中、「一」の部分の前文の形に改めたほか、「二」の部分の

語句を一部修正した。なお、修正に当たっては、可能な限り各大学から寄せられた意見をとり入れるように努めた。

修正の理由

「一」に三つの項目があり、そのうちの(一)については異論がなかったが、(二)については、新設大学の施設の現状は、この表現以上に劣悪であるとの意見もあり、(三)については、消極的に過ぎるとの意見が多く、これらの意見と共にさらに多岐にわたる意見が寄せられた。したがって、このような種々の意見をとり入れて、国立大学協会一本の意見とするためには、むしろ前文の形に書き流したほうがよいとの見解のもとに、このように書き改めたものである。

前文について説明すれば、

初めの項は、旧案(一)の趣旨に加えて、多くの大学が示された、今回の提案の唐突さに対する不信感を述べ、併せて今後への布石とした。

次の項は、前項をうけて、もし特別会計制度を実施するとすればとりあえずは後記諸条項を完全に法令化するべきであるとし、なお完全なものとするためにその余地を残して実施条件とした。

三項では、旧案(二)、(三)の趣旨と共に、格差等の問題および大学財政確立のために今後も検討、研究が続けられるべきである旨を述べた。

四項は、大学の自主性と、運営のための機関設置に言及して、各大学の要望を織込んだ。

以上、形式を前文の形に改めたが、旧案の三項目と共に、各大学のご意見をできる限り盛込んだものである。

次に、「二」の要望項目については、旧案とほとんど同じであるが、修正した点としては、

「教育と研究」を「研究と教育」に改めた。

格差に対する懸念への配慮から、その趣旨を前文に入れたほか、Ⅰの(二)中「大学の人的、物的内容」を「すべての大学の人的、物的内容」に改めて、これをカバーした。

Ⅰの(三)中「企業会計」を削除すべきであるとの意見については、触れずにいて外部より指摘されてからでは遅いので、むしろ積極的に言及することによって未然に防ぐことを考え、存置することとしたが、表現を一部修正して和らげた。

Ⅰの末尾に新たに(四)を設け、「国立大学とその他の諸学校を区分すること」としたが、この点は、各大学からそのような意見が寄せられたことと、起案者側にも同様の考えがあったので新たに加えたものである。しかし、具体的な点には触れなかった。

Ⅱの(一)中「支出金額」を「支出」と改めた。これは、特別会計制度のもとにおいても、一般会計からの支出は当然増加してゆくものであるが、「支出金額」とされていることにより、むしろ固定するのではないかとの懸念を持たれた向もあるもので、「金額」を削った。

Ⅱの(三)の(イ)は技術的な拡充で、(イ)、(ハ)を含んだ抽象論を、具体的に項目にして表わした。同(ロ)は、財政投融资に対する懸念を除くと共に、受入れの道はつけて置く必要があることから、句を反転した。

Ⅱの(六)については、そのために大学間の格差が助長されるのではないかとの懸念が強いため、「即しつ」を「考慮しつ」と改めたものである。

(以上)の説明に続いて会長から、以下質疑応答の進行を杉野目第六常置委員会委員長にお願いしたい旨を述べ、同委員長主宰の下に議事が進められた)

(三) 質疑応答の要旨

○ この案が、唐突に出された理由は何か、また、この制度は、大学間の格差をより助長するものではないか。

○ 特別会計制度は明治以来からあったが、戦時中になくなった。国立大学協会では、昭和二十九年、当時の第六常置委員会委員長が、戦後の荒廃から各大学を早く整備したいとの意図をもって、公債発行、特別会計制度復活等の諸方策を提案されたことがあ

- り、さらに、三十二年に至って文部、大蔵の両省と非公式に折衝したことがある。当時大蔵省では、大学だけに特別会計の制度を認めるわけにはゆかないとの意見であり、また、文部省も将来の予算の伸び等を考えて時期尚早であるとの結論であった。本協会としては、その後も大学の会計を一般会計とは別個に特別な運用ができるよう要望していたが、たまたま、本年の概算要求に際して、国立文教施設整備費に四千五百億を必要とする旨を文部省から大蔵省側に説明したところ、昭和四十一年度からの大学生急増の問題とも合わせて抜本的な対策を講ずる必要があることから、大蔵省主計局が、この制度の採用に踏み切ることになったものである。したがって、支出抑制等の意味をもって提案されたものではなく、大学の施設整備を促進させるための主計局側の善意からの発想であるといえる。格差に対するご懸念については、たとえば、A大学がその財産を処分して自己の施設を整備されたとする、その年度の予算からA大学へゆくべき分が余って、他の大学へ廻ることになり、全体として計画が早く進むことになるのが狙いである。また、積立も戦前のような各大学ごとでなく、文部省一本として各大学に潤いを与えられるよう考えられている。
- 年間三百億の予算が獲得できたとしても、四千五百億の施設整備費消化には十五年もかかり、それをまわっているわけにはゆかない。よって、個々の財産を持っている大学が、十億の資金を必要とする際二十億処分することによって、残りの十億を他の大学へ廻すような運用が考えられないか。
 - 前文末尾の精神が十分に生かされることを期待している。
 - この制度になると、概算要求等の面で実際にどう違うのか。
 - 概算要求の際は、特定財源の処分による施設整備計画を含めて要求することになり、形としては変わらない。ただ、処分した場合の吸い上げがなくなり、全額がこの会計に入ることと、従来、処分は一大学あたり二千万円を限度とされていたが、この枠がなくなるなどが異なる。

- この制度ができることによって、新規事業に特定の財源を要求されることがないか、また、一般会計からの繰り入れが固定化するようなことがないか、したがってⅡの(二)の(イ)中「削減」を「抑制」に改めるのがよくはないか。
- 一般会計からの支出については、特別会計制度のもとに紐まれた昭和三十九年度予算の伸びをみても、ご理解いただけと思うが、しかし、予算獲のために、従来以上に我々も努力しなければならぬ。したがって、単なる語句の問題ではないと思う。
- 起草に際して「抑制」という表現をつかつた段階もあったが、意味が非常にあいまいなので「削減」とし、同時に「支出金額」の「金額」を削った。いずれにしても、伸び率が押えられるなどとは考えておらず、当然伸びるものはそのまま伸ばすということである。
- 財投は、施設に限らないほうがよくないか。
- この会計が、財投を受け入れるようにすること自体にも問題があり、施設以外のものにも財投を要求すると他の会計にも波及して、実現が困難になるので、施設の整備に限定した。
- 前文の二段目「十分具体的な結論を得るにいたっていないが」との表現は、趣旨が弱められる感じがするが。
- この制度について、まだ法案も示されていないし、具体的な運営もわかっていない。したがって、その意味ではこの意見は一応のもので、今後法案を検討し、また、この制度が実施された結果をみて、あらためて修正する、そのための余地を残しておくという意図からである。
- 民主的な運営機構を考える必要はないか、単に、「国立大学の意向が十分反映されるような方途」とすると、個人的か、全体的かものはつきりしない。
- 機構については、明治以来の前例もあるが、その必要性等から前文末尾にその点について言及されている。
- 危惧を少しでもなくするために、監視のための特別委員会設置

について考慮されたい。また、このような制度になると地方にある大学としては、地方自治体からの援助が容易にうけられるよう自治省との折衝をお願いしたい。なお、特許権の問題について、現在は民間会社のみが潤い、発明者に対する報奨はわずかであるから、これらの点も特別委員会で検討方考慮されたい。

○ その点は将来の問題となろう。

○ 特別会計制度の利点ばかり伺っているが、不利な点はないか。

○ 起案の趣旨が、もし特別会計制度を採用するとすれば、最少限これだけの実現してほしいとの要求を掲げてあるので、その点では理想案ともいえる。したがって、特別会計になったからすぐ良くなるものとはいえず、相応の努力が必要になる。それにしてもこの制度を採用するほうが、現在のままよりもよくなるであろうとの判断に基づいている。

○ 過去における特別会計では、人件費の面で制約をうけたが、その点の心配はないか。

○ 従前の制度では、人件費は定額であったから制約をうけることになったが、今回のものは、給与とは関係がない。

○ 意見(案)にもらわれている考え方ないしは要求事項の線が実現されるよう今後とも努力願いたい。

(以上をもって質疑応答を終わり、杉野目委員長に代わって、大河内会長が再び議長席につき議事を続行)

(四) 結 論

意見(案)については、第六常置委員会の小委員会において、前述の各種意見に基づき、文章全体にわたって検討のうえ整理を行ない、これをもって最終意見とすることに承認された。

なお、その後、右の小委員会における検討の結果として、本日の原案に対してさらに次の修正を加え、国立大学協会の「国立学校特別会計制度についての意見」とする旨の報告があった。

修 正 点

前文中「取扱をすること自体には」を「取扱をすることに」に、

「提案」を「提示」に、「具体的な結論」を「具体的には結論」に改める。

(五) 文部大臣への意見の伝達について

右については、会長および第六常置委員会委員長が同道のうえ、文部大臣に「国立学校特別会計制度についての意見」を手交すると共に、その際、会長からこの意見の趣旨を口頭で詳細に伝えることとして了承された。

(六) 記者会見における会長談話について

会長から、記者会見に際しては、会長談話として、次の要旨のもとに説明を行ないたい旨を述べ、了承された。前文中の主な点を要約して話すことにしたい。なお、前文と記者会見の場合の会長談話とは、その性格がやや異なるので、全体としては、今回の問題の出され方が国立大学としてはこのような重要問題について十分審議するいとまが与えられないような状況でなされたことは、問題の性質上甚だ遺憾であつて、審議をしたけれども、細目については、なお不十分な点があることは残念である。しかし、大綱、趣旨において、この制度への移行は国立大学の充実拡充にプラスになるものと信じて賛成する。但し、このような会計制度の問題は、あり方の具体的な状況いかん、または運用によって、国立大学設置の趣旨に逆行するような結果を伴いかねない点が多いので、この回答書では、実現を要望したい個々の重要事項を列記した。したがって、法案の最終決定、政令の作成、細目の決定ならびに文部大蔵両省間の交換文書等の作成に当たっては、以上のような精神と国立大学側の意向を十分尊重して、特段の配慮をお願いしたい旨を文部大臣に申し入れた。と同時に、このような問題は、単に政府と国立大学の話し合いによって決定されるべきではないので、国立大学の発展のために一般の理解と協力をお願いしたい。

六、各常置委員会所管事項報告

第七常置委員会 高坂委員長

講座、学科目等に関する省令制定の問題、特に教員養成を目的とす

る大学、学部のことについて第一、第七常置合同委員会を開催した、このたびの設置法改正に伴う省令制定の趣旨が、特に教員養成については、従来、その設置基準がなかったため、大蔵省との予算折衝に際して生ずる不便を解消しようとの意図をもってなされている点は諒とするが、文部省がその案を作成するに当たり、個々の大学と十分な話し合いをすることなく、一方的に決めたとの印象が強く、各大学に疑問と不満を抱かせている。

そのようなことから、この際、文部省に対して次の二点を強く要望すべきであるとの結論に達した。

(一) 現在、教員養成のための大学学部に対する設置基準要項の検討が各方面で進められており、近くなんらかの成果が得られる見通しである。それがまとまれば、文部省と大学側の両者の意向をほぼ満たした形のものできるのではないかと推測される。したがって、今回行なわれた省令化は、その基準がまとまり次第、それに基づいて根本的に改正されるべきこと。

(二) その際、各大学には従来からの歴史的な由来もあり、それぞれの特色もあるので、大学側と十分に折衝のうえ、それらを生かしたものとされたい。

以上の提案に対して意見の交換が行なわれた後、右の趣旨の要望書については、本日付をもって提出することに了承された。

(第六常置委員会の小委員会開催ならびに文部大臣訪問のため、大河内会長は退席し、奥田副会長が議長となり議事を続行)

第四常置委員会 遠城寺委員長

学生の保健管理体制について、本年度の概算に要求されていたが、大蔵省の段階で実現をみなかった。なお、昨年は時期的関係もあり各大学からの要求もそろわなかったが、今後各大学の協力を得たい。また、保健管理関係者によって、自主的に発足した研究会が発展して、社団法人としての保健管理協会が発足したので、後援方をお願いしたい。

第五常置委員会 赤堀委員長

新設大学拡充特別委員会の構成については、前回の総会で委員数を十名とすることに了承されたが、この委員として金沢、新潟、愛媛、横浜国立、岡山、福島、埼玉、群馬、静岡、東京学芸の各大学長をお願いし、委員長決定までの幹事として藤岡埼玉大学長にお世話をお願いすることとした。

右については異議なく了承された。

第六常置委員会 高橋委員長代理

前回の総会でご承認をいただいた、教官の給与改善に関する要望書については、文章その他をその際一任されていたので、小委員会において別掲のとおり作成し、茅前会長、杉野目第六常置委員会委員長と高橋が同行して、佐藤人事院総裁と懇談のうえ手交した。

5 第五回大学運営協議会議事要録

日時 昭和三九・三・一四(土)午前十時

場所 東京大学大構堂 南側会議室

出席者 大河内委員長、奥田、本田、石橋、黒沢、遠城寺、

赤堀、杉野目、高坂、藤岡、松平、野村、小牧各委員

石井、大塚、桑原、加藤、各臨時委員、伊藤、大内各

専門委員

欠席者 都崎、加茂、児玉、福田各委員

大河内委員長主宰の下に開会

委員長から、本日は委員の一部に異動があったことについての報告と臨時委員に欠員を生じたのでこの補充ならびに現在検討中である大学の管理運営についての問題点検討のために専門委員を委嘱することについてご相談願ひ、加えて前回の協議会(第四回)以来半年を経過しているので、その設置の趣旨に鑑みお集り願ひことにした旨を述べ、議事に入

った。

一、委員長の交替について
委員長から、昨年末国立大学協会会長に就任したことに伴い、本協

議会議程第七條第二項により茅前委員長に代わつて大学運営協議会委員長に就任した旨の挨拶があつた。

二、委員の交替について

委員長から、国立大学協会副会長、第一常置委員会委員長および電気通信大学長の交替に伴い、本協議会規程第七條第一項および同條第四項第二号により次のとおり委員の交替があつた旨披露された。

新 旧

奥田 京都大学長	平 沢 副会長
石 橋 金沢大学長	福田第一常置委員会委員長
松平電気通信大学長	山本関東甲信越地区委員

三、臨時委員および専門委員の選任について

委員長から、さきに臨時委員をお願いしてあつた田中氏と大河内がいずれも臨時委員を兼ねることができなくなつたため、本田、奥田両副会長と相談の結果、東京大学教授石井照久、同大塚久雄の両氏をあらたに臨時委員をお願いすることとした。また、問題点選定をお願いした関係から東京大学教授伊藤正巳、同大内力氏の両氏を問題点検討のための専門委員をお願いすることにしたいのでご承認を得たい。なお、専門委員等をさらに追加することの要否あるいは問題点を検討するに当たつて資料整備のために専門委員の作業を援助する補助者の要否等については、後刻検討をお願いしたい旨を述べ、前記臨時委員および専門委員の選任については提案どおり承認された。

四、大学の管理運営に関する問題点検討について

委員長から、昨年暮茅前会長の後をうけて国立大学協会の業務に参画することとなつたが、時を同じくして特別会計制度の問題が発生したためこの処理に忙殺され、運営協議会関係のご相談願う機会もなく今日に至つた。しかし前回の議事録にも示されてあるとおり大学の管理運営に関する問題点検討のご懸案として残されておられ、特にこのことは、大学管理法が再度国会に提案された場合に備えるためにも、また、灘尾文相が就任にあつて、大学の管理については大学側と相談のうえその施策を講ずることにしたいとの発言があつたこ

とに対してこれをうけてたつたためにも、大学側としてはゆるがせにできぬ重要問題であることから検討の進展をはかる必要がある。

(一) 問題点検討小委員会全委員の補充について

委員長から、福田神戸大学長が退任されたため小委員会委員一名が欠員となつたが、同氏は第一常置委員会委員長として委員になつておられた関係上、後任の石橋金沢大学長に小委員会委員をお願いしたい旨を諮り、異議なく承認された。

(二) 問題点検討のための資料について

委員長から、臨時委員の欠員、特別会計制度の問題発生等の事情から資料の収集についてもあまり進展していなかつたが、とりあえず国会図書館作成の資料集および東京大学経済学部で集められていた文献類をもとに、一応の目録を作成したので御参考までに配布した、旨を述べた。これに対して各委員から、検討にあつたての基本的態度と進め方、収集された資料の適否と今後の収集方針および問題点中の「社会的制度」の意義等について意見が述べられ質疑応答が行なわれた結果、問題点検討にあつてはさきに問題点選定小委員会において選定した「大学の管理運営に関する問題点」の(一)大学の目的、性格、(二)大学の自治(会報二十四号十五頁参照)の二つの根本的な問題をまずとりあげてこれらの解明に正面からとり組んでゆくことを確認のうえ、細部については小委員会を開催して今後の進め方等を協議することとした。

また、資料収集の方針としては、さきに示された新聞論評等の時事問題に類するものは、一応の経過記録として今後も広く収集してゆくこととし、当面の目標としては学問の自由、大学の自治等を論じた、より基本的な文献類を抽出収集することとし、特に外国の関係資料をも集めることに了承された。

なお、今後の諸会議として次のとおりその日程が了承された。

問題点検討小委員会	四月 二十日(月) 午前十時
-----------	----------------

(役 員 会)	四月二十五日(土) 午前十時
---------	----------------

第六回大学運営協議会	同 午後一時
------------	--------

6 役員会議事要録

日時 昭和三九・四・二五(土)午前十時

場所 東京大学大講堂 南側会議室

出席者 大河内会長、本田副会長、各理事、各監事、都崎第

三常置委員会委員長

欠席者 奥田副会長、赤堀理事

大河内会長主宰の下に開会

一、監事の交替について

右につき会長から次のとおり紹介された。

(大学名)

(新学長)

(旧学長)

一橋大学

増田 四郎

高橋 泰藏

二、事務局職員の異動について

会長から、本協会事務局の強化整備のために、四月一日付をもって前東京大学庶務部長丁子尚氏を専任の主事として迎えた。なお、前記異動に伴い、長崎憲之氏が同日付をもって東京大学庶務部長に就任した旨、紹介があった。

三、故山本勇氏に対する弔電について

会長から、前電気通信大学長山本勇氏が去る四月二十三日に逝去されたので、協会の名をもって弔電をさしあげた旨の報告があった。

四、昭和三十八年度決算報告について

丁子主事から、決算書および財産目録について説明があった後、増田監事から監査結果の報告があり、異議なく承認された。

五、昭和三十九年度予算案について

丁子主事から、予算案について説明を行ない、事務費の増は、建設中の教育会館内に事務局の分室を設けるための諸経費を計上したものである旨を述べた。これに対し、分室の広さ、分室とする理由、その可否等について種々質疑応答ならびに意見の交換が行なわれた後、鶴田事務局長から、分室の問題については、今後の運営の結果をみてさ

らに具体的に検討したいとの発言があり、予算案については原案どおり承認された。

六、第三十二回総会について

会長から、右総会の日取りについて諮り、六月十七日、十八日の両日にわたり日本学術会議講堂で開催することに了承された。

なお、関連して各常置委員会の開催日程等についての話し合いが行なわれた。

七、全国国立大学図書館長会議からの要望書の取り扱いについて

会長から、右要望書の取り扱いとしては、最も関係の深い常置委員会に付託してその取り扱い方を検討願ったうえ、必要があればこのための特別委員会を設けることにしてはいかがかと諮り、担当を一応第一常置委員会とすることに了承された。

八、国立大学教官の給与制度に関する問題について

会長から、右については、東京大学が独自の立場でその検討を行なっていたが、たまたま、国立大学協会がこの問題をとりあげたことから、東京大学側もその結論を協会に預け、各大学の意見も求めたうえで協会一本としての要望書の形にすることを了承された経緯がある。したがって原案提出者側である東京大学に対しても、また、八月の人事院勧告に間に合わせるための要望書提出の時期のうえからも、六月の総会ではっきりした形のものにしなければならない旨を述べ、丁子主事および杉野目第六常置委員会委員長から各大学の回答状況、検討方針等について説明があった。

その結果、本件については六月の総会までに資料を検討して案をまとめあげることとして、検討のための専門委員の委嘱その他については会長と第六常置委員会委員長に一任された。

九、特別会計制度について

会長から、特別会計制度については、最近関係法令の整備が進んできているが、本協会としてはさきに提出した意見書の各項目に述べた要求事項がそれらの法令に盛りこまれるよう文部省と折衝を重ねてきた。なお、今後この制度を検討する組織については、別掲のとおり、

文部次官との間における往復文書によって確認した旨の報告があった。

ついで事務局長から、当協会の意見と、法律、政令および覚え書との比較対照表は目下作成中であり、これができれば、協会の意見が満たされた部分、あるいは満たされていない部分が明瞭になるものと思う。なお、今後この制度を検討する組織については、当協会と次官との往復文書の通り、文部省と当協会との間に協議会を設け、必要がある場合には大蔵省にも参加して貰うということになった。

なお、構成メンバーについてはいづれ検討を願う予定である旨の補足説明があった。

これに対して、この協議会が具体的な個々の大学の問題にまで立ち入って審議するのは好ましくないとの発言があり、また、構成員として大学の規模、種類などを考慮した人選を配慮されたいとの要望が述べられたが、会長および事務局長から、この協議会設置の趣旨が、特別会計制度に対する不安等を除くための要望から発したものであるから、制度的に満たされない問題等を相談してゆくことが考えられ、指摘されたような心配はなからうとの回答があった。

十、急増対策について

会長から、右については従来一般教育特別委員会が中心となつて、文部省側の説明をききながら検討を進めてこられたが、問題の性質が全体にかぶさる重要問題なので今後の進め方についてご相談願いたい旨を述べ、本田一般教育特別委員会委員長から、便宜上一般教育特別委員会で担当し、質の低下、設備の充実、教官の養成など一般的な問題について話し合つて来た経緯について補足説明があり、さらに、今後は会長を中心として各常置委員会委員長をメンバーとした特別委員会において検討されることが望ましいとの意見が述べられた。

これに対して、この問題は、目前に迫つた重要な問題であり、また広い範囲で検討を必要とする問題でもあり、関連事項としての文理学部の問題、学芸学士存置の問題、教官確保の問題および委員会の審議内容、構成等について意見の交換が行なわれた結果、委員会の組織機

構については会長、両副会長に一任することとして了承された。

十一、大学運営協議会について
会長から、大学運営協議会関係事項として、問題点検討小委員会の今後の進捗状況を報告された。

第七 第六回大学運営協議会議事要録

日時 昭和三九・四・二五(土)午後一時

場所 東京大学大講堂 南側会議室

出席者 大河内委員長、奥田、本田、石橋、黒沢、都崎、遠城寺、杉野目、高坂、加茂、小牧、児玉、福田各委員

大塚臨時委員、伊藤、大内各専門委員

欠席者 赤堀、藤岡、松平、野村各委員、石井、桑原、加藤

各臨時委員

大河内委員長主宰の下に開会

委員長から、去る三月下旬に在京委員の打合せ会を、その後、小委員会を開催して、大学の管理運営に関する問題点の検討を行なつた。その際「社会制度としての大学」をどう考えるかについて、いわゆるソーシャル・ニーズの問題が、アカデミック・ニーズとの関連において論議され、専門委員から示された三つの問題点、すなわち、

(一) ソーシャル・ニーズはどのようにして把握できるのか、ソーシャル・ニーズというのは如何なる形で存在すると考えるべきであるか、これを具体的問題として考えてみる必要がある。

(二) ソーシャル・ニーズがもつ二つの面、すなわち、積極的要求としてあらわれる面と、禁止的否定的な意味での社会的要求とは區別して考えるべきではないか。

(三) 積極的要求についても、自然科学方面に多いと思われる技術的な意味で社会が必要とするものと、特定の政治的要求を含んだもの(社会科学の場合にはこの種のものが多い)とは、さらに區別すべきではないか。

を主として、検討することの可否について意見の交換が行なわれ、さらに、これらの社会的要求を大学側が知るための仕組、同時にその要求を選択する仕組の必要性が論ぜられ、また、大学が財政的な面で受けている制約を、大学の自治と関連して深く掘り下げて検討すべきであること、国立と私学との自治の比較が必要であること等について活発な論議が行なわれた旨の報告があった。

この報告に続いて、社会的要求に対する大学側の受入れについて、その調整と実行の問題、学部自治と研究所等に共同利用研究所の自治との比較検討の問題、中央教育審議会で検討された際の「社会制度としての大学」の意義および大学の自治に対する大学側の反省について種々意見の開陳ならびに質疑応答が行なわれた。

ついで委員長から、今までは大学の目的、自治等についての原則論のみを検討の対象としてきたが、大学管理法問題以来の経緯もあり、協会としての理想像を作っておく必要があるので、残されている法制化等に関する問題も原則論の検討と併行してとりあげてゆきたいので、今後の審議方針についてご意見を伺いたい旨を述べ、各委員から、法制化に対する態度等について意見が述べられた後、今後の進め方としては、

(一) 「文部大臣の権限」の項については、伊藤専門委員にその検討整理を願うこと。

(二) 「学内機関」の項については、教養部の取扱、大きい学部の教授会の運営その他についての取扱等各大学の実情が相当違うので、その実情を調査すると共に、本協会の中間報告に基づいて細部にわたる検討する。既存の資料で不足の場合は再度提出してもらうこととする。

(三) 「人事」の項については、「学内機関」の項の検討に続いて検討すること。

(四) 「法制化」に対する結論は、前記三項目の検討過程に得られる結論と共に、問題点検討の最終段階で行なうこと。
として了承された。

なお、単科大学の問題についても、実情を調査し併せて検討願いたい

旨の発言があった。

備考 次回は、六月十六日 午後三時半

一、調査

昭和三十九年度国立学校予算小観

第四六回国会（常会）成立池田内閣

（主として国立大学、同附属病院及附置研究所の予算について）

佐藤 憲 三

（前東京工業大学事務局長）

昭和三十九年度から国立学校の会計に関しては、従来の一般会計から分離されて特別会計に移り「国立学校特別会計法」（昭和三十九年法律第五十五号昭和三十九年四月三日公布）の下に運営されることになった。この法律に従って同日政令第百十二号をもって「国立学校特別会計法施行令」も制定された。この法律と政令は末尾に参考に記載した。

国立学校予算小観と題し調査したところについては、昭和三十二年度以来本会報に掲載した。すなわち、

昭和32年度分会報十二号

昭和34年度分会報十六号

昭和36年度分会報二十号

昭和38年度分会報二十三号

昭和33年度分会報十四号

昭和35年度分会報十八号

昭和37年度分会報二十二号

である。資料の一端

ともなるので昭和三十九年度国立学校予算についても、一般会計所屬時代と同様の形態によって調査し本稿を作成したものである。特別会計となったために、今回から国立学校に関する歳入予算について新に掲記することとした（一般会計所屬時代における文部省主管国立学校関係歳入予算の概要は本稿別付表として記載した）。本稿中の数額などについては過年度における既記の分と同様に、総予算書、同参照書、今回より新に特別会計歳入歳出予定額計算書、同各目明細書並に文部省会計課予算班の編集になる予算額事項別表、予算参照書、予算参考書などの資料を基とし調査の上記したものである。けれども筆者は直接に予算の編成事務に携っておるものではないから、内容などについては聊か理解の点

に欠くところもあり多少の誤謬があることはやむを得ないことを附記する。

国立学校の会計制度については昭和二十二年法律第四十二号をもって当時の学校特別会計法（昭和十九年法律第九号）が廃止されたために、昭和二十二年以降昭和三十八年度迄十七箇年度に亘る間は一般会計の所屬におかれておった。昭和三十九年四月法律第五十五号「国立学校特別会計法」が公布施行されるに至り、会計法、財政法等に従って国立学校は、新に国立学校特別会計法のもとに経理上の運営をすることになった。再び特別会計として国立学校の経理を進めるに至ったことは、法の内容の是非に拘らず文教予算経理上画期的の事象といえるであろう。

惟うに明治初年国営の学校が置かれたときから、国立の学校の予算生活に関しては国家財政制度上特別会計的に取扱われておった。この一貫した考は国立学校に関し特別会計の制度とするの結果を招来するに至った。その経過は史実の示すところ国が経営する高等教育機関の経理運営は極めて重要な事項と考えておったことと判断することができる。国立学校の経理に関して会計制度上特別に規制されたのは明治二十一年勅令第十九号「文部省直轄学校収入金規則」の制定がその源泉である。次いで明治二十三年法律第二十六号「官立学校及図書館会計法」の制定となつて、各学校毎に特別会計を形成するに至った。この法律は特別会計法とは名称上あらわされてはいなかつたが内容とするところはあきらかに特別会計であつて、一般会計法に制約されるものの官立学校に対する会計上の特別の法律であつた。それから漸次文部省の直轄学校が増設され、帝国大学も東京の外京都に設置されるに及び、学校毎に特別会計方式を採つておることは事務上頗る煩雑になつたことに着目した政府は、明治四十年に至つてこの法律を全面的に改めた。すなわち帝国大学と文部省直轄諸学校とを分けて二本建の特別会計法を設けた。その一は「帝国大学特別会計法」（明治四十年法律第十九号）とし、その一は文部省の直轄諸学校及図書館を通じて「学校及図書館特別会計法」（明治四十年法律第二十三号）として、明治四十年第二十六回帝国議会の協賛を経て制定されたのである。その後帝国大学特別会計法において特色とした

ところは東京、京都両帝国大学に交付する政府支出金を定額として法文上に載せたことである。その後帝国大学は東北、九州、北海道の三大学が創設され、さらに大正八年度予算において成立した高等教育機関の創設拡張計画事業の進行にもなつて、帝国大学の外に単一の学部を内容とする官立大学（商科大学、医科大学）が創設されるに至つた。これにもない従来の帝国大学特別会計法を廃止して、帝国大学は各別の特別会計とし、単科大学は之を通じて一の官立大学特別会計とする内容をもつところの「大学特別会計法」（大正十年法律第十一号）が大正十三年三月第四十四回帝国議会の協賛を経て制定された。この法律制定に当つても東京、京都両帝国大学に対する政府支出金については依然として法律に定額を明記し、他の大学に対しては定額制を採らない方法をもつて法律の制定を行なつたことは史実の尊重にあることながら特別会計法の特色であつた。この定額政府支出金制度は大正十三年度まで存続し大正十四年度よりは廃止されるに至つた。太平洋戦時中において大学特別会計法、学校及図書館特別会計法を廃止して新に帝国大学、官立大学及文部省直轄諸学校を一括し、帝国図書館はこれを一般会計の所屬に移し、大学学校を通じた「学校特別会計法」（昭和十九年法律第九号）が昭和十九年三月第八十八回帝国議会の協賛を経て制定された。この学校特別会計法は太平洋戦争終結後、昭和二十二年三月法律第四十二号「公債金特別会計法外四法律の廃止等に関する法律」をもつて廃止されるに至つた。爾来文部省所管の国立大学、学校は一般会計所屬となつたのである。顧みれば明治二十一年以来国立の大学学校は法制的、財政的に特別な取扱ひのもとに、昭和二十一年度までに実に五十九年間に亘る永い年月学校の経理運営がなされておつたのである。

特別会計制度の利害得失一長一短について分析し解明することは容易なことではあるまい。昭和二十二年度から昭和三十八年度に至る期間一般会計所屬にあつた国立学校が昭和三十九年度から再び特別会計制度のもとに運営されることになつた。このことは前にも述べたが文教予算上極めて意義あることといえよう。大学財政の執行に携わる大学学校当事者が特に注目すべき事象であると感ずべきではなからうか。国立学校特

別会計を設置するに至つた経緯は色々あるであろうが、斯うした制度を樹立するに當つては関係当局間において事前に十分検討し尽した結果のものであらうと推測するに吝さかではない。しかし今回の法律は左様な検討が行なわれたものであると言ひ得ない点があつたと考えられる節があり聊かも足りなさを感じるものである。学校当事者の意見などを十分に反映したかどうか。結果から見ると立法当局の一方的判断をもつて成案を得たような疑がないでもないように感ぜられる。かつて当協会においても特別会計の復活についての検討は委員会等において行つたこともあつたが、今回のような内容をもつ法律を意味するものではなかつたと判断される、協会の意見として成熟した検討ではなかつたのである。昭和三十八年一月中央教育審議会の行つた「大学教育の改善について」の答申中、大学の財政についての項目において「国立大学の特別会計制度については、なお、慎重に検討する必要がある」と言い、「一般会計制度の段階において弾力的、計画的な運用のみをひらくよう適切な措置を講じ、かつての大学特別会計制度にみられた財政上の自主性のあるように」との答申がなされておる程度で積極的に特別会計制度を主張しておるものとは思われぬ。昭和三十九年度より特別会計を一挙に施行するに至つたのは国の予算の都合によるものではないかとの新聞紙上の論説にも現われたことが理由である印象を受ける。法案提出の理由には、この制度を更に深く検討した結果を法の上に現わすことが出来なかつたであらうか。大いに疑問とするところである。法第一条の目的にあると同様のものすなわち国立学校の充実に資するとともに経理を明確にするためという、極めて簡単な表現に留つておる点を見ても眞の理由が那邊にあるのか。法制定の趣旨を明確に受取るには困難である。せめて教育研究の特殊性を考え機関の自主性、独立性を強調する理由を明確に文化することができなかつたであらうか、国民全体に理解の出来るような理由を付することは重要なことではなかつたらうか。えてして立法から特にそうしたことは重要なことではなかつたらうか。えてして立法の理由は極めて簡単なことが通り相場になつてゐるようであるが、詳細とはならなくとも或る程度理解し得られる程度の理由書が望ましいこと

は筆者ばかりでもあるまい、一々国会の論議や経過を知る由はないのであるから理由の明文化を望むものである。今回の国立学校特別会計法は昔時に制定された数種の学校特別会計法と比較するにその精神とするところは同様であろう。が内容においては相当に間隔のあるものである。時勢の異なるためもあるであろう。特に相違する点は大学学校が資金を所有しないことであり、借入金をする途の開けたことである。ただ借入金とは病院の施設費財源としてのみではあるが、全くの新制度であつて昔時の特別会計においては見られないことである。これ等の比較の概要については本稿末に参考として掲記した。

さて、本稿で述べる国立学校の予算は国立学校設置法（昭和二十四年法律第一一〇号）国立学校設置法施行令（昭和二十九年政令第四三三号）国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第一一〇号）国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和三十六年法律第八七号）によつて、設置された国立大学七二——学部の数二五六（法三条）国立短期大学六（法第三条の三一項）大学に併設された短期大学部二三（法第三条の三Ⅱ項）国立高等専門学校三六（法第七条の二）国立高等学校八（法第八条）大学附置研究所六七（法第四条）学部附属の教育研究施設（法第五条、政令第一条、施行規則第十四条一項、第十六条第一項、第二十条第一項、第二十四条）は小学校七五、中学校七九、高等学校一六、盲学校一、聾学校一、養護学校一〇、幼稚園三五、計二一七の附属学校、大学附属病院二三、附置研究所附属病院六、大学院四八——一二の研究科を有す——各種学校五九、その他の教育施設九〇研究施設九四および国立工業教員養成所九（臨時措置法第三条Ⅱ項）の運営に必要な歳入歳出予算に關することである。昭和三十九年度における国立学校特別会計の歳入歳出予算の総額はいづれも千三百九十四億五千九百三十七万六千円である。歳入予算中一般会計から繰入れる金額は千四百五十五億千四百三十五万九千円で繰入予算額の八二・一一％に相当しておる。その他の歳入予算額は国立学校自体の収入二百二十四億四千五百一十七千円で総額の一六・〇九％に当り差引二十五億円（総額の一・一八％強）は借入金又は学校財産処分収入となつてゐる。歳出予算額中施設整備費二百七

十三億千九百三十一千円、国立学校職員共済組合負担金三十八億二千二十六万五千円、予備費等一億三千四百五十万円計三百十二億六千六百六十九万六千円を除いた金額千八百一十一億九千二百六十八万八千円は国立学校、大学附属病院、附置研究所等の運営に要する所謂経常的経費と看做すべきものである。すなわち教育、研究、管理運営上における固有の標準予算に加うるに、昭和三十九年度に、新規事業として計上された予算を合算したものである。此等の予算中、高等専門学校、高等学校、附属の諸学校、教員養成所に関するものは全体から見れば多額の地位を占めるものでないから本稿においては、もっぱら大学学部、附属病院、附置研究所について述べるものである。特別会計所属予算の外一般会計文部省所管予算中文部省各局課が所掌する経費のうち国立学校に回されるもの、すなわち文教政策として文部省予算に掲せられている事項の若干予算は大学運営上、相当重要な経費であり大学本来の仕事を通しての協力面の表れでもあるので、次表の総表中に掲記し国立大学運営上の関係の姿の数额を示したものである。

◎国立学校特別会計歳入歳出予算総表

左表において38年度予算額は一般会計に計上された国立学校、大学附属病院、附置研究所及び国立文教施設費等国立学校特別会計となつて移行したものに相当する額を比較対照のため掲記したものである。

歳入	区 分		増 減△額
	39年度予定額	38年度予算	
一般会計より繰入金	二四、五四、三五九	九七、八三、一八三	一六、六九、一六六
借入金	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇
附属病院等収入金	一、七〇六、二二〇	二、八二五、八二六	一、一一九、六〇六
授業料及入学検定料	三、一七五、六〇三	二、九七六、一〇七	一九九、四九六
学校財産処分収入	一、四〇〇、〇〇〇	〇	一、四〇〇、〇〇〇
雑収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、六〇六、八三三	一、二〇六、八三三
歳入合計	二九、七二七、一七三	一〇三、二四六、〇四七	二二、五五八、八七四

歳出	39年度予算		38年度予算		増減△額
	金額	対前年度比	金額	対前年度比	
国立学校	76,265,666	100.0%	66,833,333	100.0%	9,432,333
大学附属病院	11,531,127	100.0%	17,767,767	100.0%	-6,236,640
大学附置研究所	10,367,777	100.0%	8,610,333	100.0%	1,757,444
施設整備費	7,111,211	100.0%	18,933,666	100.0%	-11,822,455
国家公務員共済組合負担金	3,610,235	100.0%	2,666,333	100.0%	943,902
国債整理基金特別会計へ繰入	3,333,333	100.0%	3,333,333	100.0%	0
賠償償還及払戻金	3,333,333	100.0%	3,333,333	100.0%	0
予備費	100,000	100.0%	0	0%	100,000
(A)歳出合計	139,859,666	100.0%	125,103,666	100.0%	14,756,000

次表は一般会計文部省所管歳出予算の中大学及学校等に係る予算である。

区分	39年度予算		38年度予算		増減△額
	金額	対前年度比	金額	対前年度比	
一般会計文部省所管歳出予算の中	330,000,000	100.0%	330,000,000	100.0%	0
文部本省	10,000,000	100.0%	10,000,000	100.0%	0
内地研究員旅費	2,000,000	100.0%	2,000,000	100.0%	0
外国人留学生費	2,000,000	100.0%	2,000,000	100.0%	0
科学振興費	2,000,000	100.0%	2,000,000	100.0%	0
科学研究交付金等	2,000,000	100.0%	2,000,000	100.0%	0
在外研究員派遣費	2,000,000	100.0%	2,000,000	100.0%	0
育英及学徒援護事業費	2,000,000	100.0%	2,000,000	100.0%	0
(B)計	12,000,000	100.0%	12,000,000	100.0%	0
(C)国立学校関係予算の計(A+B)	118,000,000	100.0%	113,103,666	100.0%	4,896,334
(D)文部省所管全予算(特別会計を含む但一般会計と重複する部分は除く)	330,000,000	100.0%	330,000,000	100.0%	0
(E)一般会計総予算(文部省所管全予算に対し国立学校歳出予算の比(D/A)の比)	330,000,000	100.0%	330,000,000	100.0%	0

文部省所管全予算に対し国立学校関係歳出予算の比(D/C)の比	39年度	38年度
国立学校関係歳出予算の比(D/A)の比	36.7%	34.5%
一般会計総予算の比(E/A)の比	42.3%	38.7%
文部省所管全予算の比(E/D)の比	117.7%	111.0%

国立学校運営に要する経費は前表に掲記した国立学校特別会計の歳出予算と一般会計文部省所管歳出予算の中大学及学校等に直接に又は間接的に使用されるものである。従来国立文教施設整備費として計上されておいた経費は本年度より特別会計に施設整備費として計上され、かつその予算額二百七十三億千九百九十九万四千七百九十九円と前年度予算に比し八十三億三千九百九十九万四千七百九十九円と大幅の増加になった。この経費は大学、学校、病院、研究所に関する建物の新営、改築、工作物の構築等に要する纏まった多額の経費に充当されるものの外、学部、研究所、学校の創設拡張に要する建築関係の経費が積算されている。その他一般会計予算に組まれた前表予算は本省事業に属するものであるが、内地研究員に関する旅費、外国人留学生の給与、来航帰国に要する旅費、国内研究旅費は何れも国立大学に深い関係をもつものである。科学振興に関するものとしては科学研究交付金、科学試験研究費補助金、研究成果刊行費補助金、在外研究員派遣に必要な旅費がある。また学生、生徒に対する育英奨学に関する経費、学徒援護に関する経費がある。これ等の経費は大学、学校における教育研究に關連して使用されるものであるけれども国立学校においても使用されるものでなく、公立、私立の大学、学校その他の機関においても使用されるものである。前記予算のおよそ八〇%に相当する大部分の予算が国立大学の関係において使用されるものである。

国立学校特別会計の歳出予算すなわち直接的に使用される金額は前表(A)に示す千三百九十四億五千九百三十七万九千九百九十九円であって文部省所管全予算(D)四千五百五十億五千四百二万九千九百九十九円に当り、一般会計予算(E)三兆二千五百五十四億三千八百三十一万九千九百九十九円に相当する。また国立学校関係予算(C)千五百十八億五千四百三十七万九千九百九十九円は一般会計総

予算(四)の四・六七%に相当する。三十九年度予算は三十八年度予算に比し前表に示したように全体的に伸率は増加上昇したのである。特別会計歳出予算の経常的経費と目される国立学校、病院、研究所の増加額は百四十九億五千三万余円で学部、学科の増設、高等専門学校の増置等新規事項に因由するものである。大学病院における増加額は特別会計となつたため収入を財源とする経費を対象として過年度における実績をも勘案して増加計上されたものであることが推測される。施設整備費において八十三億三千九百二十四万余円の増加を計上されるに至つたことは特別会計に移行した結果の配慮の結果が現われたものと考えられるのである。

学部、学科の新設、学校の増設にともなつて建築費の増加を必然的に行つたためのももあるが病院施設費のために先づ十億円の借入金制度が積算されることになつたのも一の要因であろう。施設整備費が積年に亘つて少ないとの各大学の要望が実を結ぶに至つたことは特別会計となつた一つの良結果ではなからうか、当協会が毎年繰返し決議要望した施設費の充実につてその一端が実現したことは、関係当局の理解ある措置の現われであるとするには異論のないところであらう。唯借入財源が学科等の建物等に転用し得ないことは大方の不満とするところであらうが返済という事態を考へるならば病院収入を多額にもち返済上の能力ある部分を対象とすることは特別会計の性質上当然のことであらうことは大学が十分に理解を必要とするものである。新規事項に属するものの施設費は飽迄も政府支出金である一般会計より繰入るの方法以外は起らないことであるから借入金は限定した範囲を対象とするものであらう。

三十九年度予算において前年度と同様に教官当、学生当基準経費に対する率の増加を図つたことは文部財務両省の計画の實際化が続行されたのであつて昔時の水準に達するための現れであることは教育の振興という大眼目によつて国家全体の予算の膨脹にともなう必然的の現象による結果なりと雖も、計画の持続ということは極めて困難であるにもかかわらず年々教育研究的経費の拡大は大学当局に対し相当の潤いを感じさせるに至つたと見るべきではなからうか、文部、財務両省当局の深い理解と同情によるものとして敬意を表すべきであらう。

大学における日々の経済生活の基幹をなしている大学固有の経常的経費の教育、研究、管理に要する経費は逐年増加を必要とするものである。これらが拡充強化されか否かは學術の消長を左右することにもなるのは言う迄もない。無限に發展する學術研究に従つて年々予算の増大を来すことはけだし当然のことながら、事實は簡単でない。経費については限りのあるものではあるが一段と増加を図り急速に水準を高めることは極めて緊要なことと思料する。

昭和三十五年度までにおける科学技術者養成のための学生増募計画は昭和三十六年度以降においては国民所得倍増計画に基く需給関係の上に立つて理工系学生増募計画の改定を行つて国立学校において受持つ増募学生数は四年制大学六千人短期大学五百二十人工業高等専門学校四千九百二十人合計一万一千四百四十人である。これらの実施に従つて国立学校の予算は累増するに至つた。教官当研究費学生当経費の基準も文部大蔵両当局の協議によつて、明確化されるに至つて経費は増大するに至つた。標準単位予算の確立は年々の増加を招来するに至つた。このことは学界、教育界その他學術研究機関、産業界から厳しく要望されたところの反映であると判断することができる。この経費基準中には研究費、教育費を中核として学問研究教育をするための必要なあらゆる経費を包含するものであつて世上一口に研究費といつてもその内容は複雑多岐に亘るものであることは当然のことである。科学技術教育振興という一つの転機を得て漸やく増強の軌道に乗り逐年増加する予算となつたことは経常的経費予算の面目一新といふべきであらうか。また大学における施設事業費である予算も特別会計予算に移行するに當つて従来より大幅に増額を得たことは今後逐次施設の改善に役立つことであらう。いふなれば明治大正時代に建設された多くの古く朽化した施設も内容を改め近代學術の進展に應ずる施設を得ることに漸進するの方向付を得たことといえるであらう。このことについては当協会においても文部省と一体となつて拡充強化の措置を講ずるよう数年来要望した結果のことと自負してよいのではないか、すなわち施設整備費予算額は二百七十三億千余万円というかつてない額を計上されるに至つた。数額においては相当大幅

に飛躍をもたらしたのであるけれども、概ね新規事項によるためのものが大部分であって改造改築のものについてはなお薄いきり扱いがなされていることである。この点についてはさらに積極果敢に繰返し要望し実現に努力するべきことを必要とするであろう。新規事業科学技術教育振興事業に伴う施設が一段落してもなお三十九年度予算に掲げられた金額予算を下廻らぬよう要望し古老朽の事物の改善改造の用途に振向けよう解決を図るべきであろう。

おもに昭和三十九年度一般会計国家予算は前表に掲記したように三兆二千五百五十四億三千八百余万円の巨額に及び文部省所管予算も特別会計を含め四千五百五十億五千四百余万円となつて前年度予算に比して五百四十五億七千四百余万円の増嵩である。これはわが国経済の成長発展に基因し、国民所得の増大に影響した結果によるものと考えられるが、教育関係費の増大を来したことは、政府が教育投資を重大政策の一つとして推進した基本が文教予算の大幅な拡大増となったのであろう。学部の新設、学科の増設、高等専門学校増置などある種の新規事項については新しい基準のもとにそれぞれ予算されたが大学における既設のものに対する教育研究のための内容充実改善に対しては未だ十分なことであるとはいへない。今後共我國発展の基盤である教育研究投資は一段と強化することが望ましい。

前表に記載した国立学校特別会計歳出予算中昭和三十九年度歳出予算の組織別区分に従って人件的経費、物件的経費を主軸とし、新規科目をも含め大別すれば次表のごとき結果を見ることのできる。

◎国立学校特別会計歳出予算科目別内訳 (単位 千円)

区 分	総 額		組 織 別 内 訳	
	比 率	額	比 率	額
昭和39年度歳出予算総額	100.0%	42.29	国立学校	37.60
内 訳	100.0%	61.40	大学附属病院	38.89
			大学附属研究所	2.00
			共通	1.00
			人件的経費	0.00

備 考	預 備 費	私 償 金	賠償償還及繰入金	金特別会計	金特別会計	担 金	共 担	施 設	金 費	全 会	日 本	特 殊	医 療	金 費	奨 学	受 託	費 用	費 用	そ の	及 新	維 持	光 敷	校 費	物 件	旅 費	な ど	俸 給
	0.07	0.02	2.74	19.59	0.71	7.33	0.22	0.03	0.10	0.23	0.58	2.64	1.19	22.84	24.03	26.67	0.83	41.46				24.03	26.67	0.83	41.46		
	100,000	10,000	1,000	10,000	1,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

特別会計設置のため従来一般会計に所属した国立学校、大学附属病院、大学附属研究所に關係する予算は凡て国立学校特別会計に組替えられた。その外国立文教施設費、大学学校に所属する職員に対する共済組合負担金も本会計に組替えられた。特別会計法の規定により新に借入金制度が設けられたため借入実施の上は利

子の支出を要するので国債整理基金特別会計に対し利子の繰入を必要とするためその歳出予定額が新に設けられた。その外特別会計であるための当然の措置として予備費の予定額が計上された。

前掲国立学校特別会計歳出予算科目別内訳の表に従って三十八年度分国立学校運営費科目別内訳表（会報二十三号所載）と比較の結果は後段本稿所載30、31頁に説明したところである。

前表に記載した歳出予算は大学をはじめ大学附属の諸機関、高等専門学校、高等学校、国立工業教員養成所に所属する職員定員八万七千五百二十六人、学生生徒総数三十四万二千四十三人に対する教育、研究の活動ならびに大学、学校、病院、研究所などの管理運営に必要な経費として昭三十九年度中に使用するものである。職員の種類別定員表に加え、等級別定員表は次の通りである。引続いて学生生徒の総数を種別に掲げた。

◎大学、学校、病院、研究所等職員定数表
一、組織別職種定員区分表

職種区分	総定員	組織区分			適用俸給表
		国立学校	大学附属病院	研究所	
行政	3,000	3,000	0	0	行(一)
事務局	114	114	0	0	行(一)
部長	4	4	0	0	行(一)
次長	2	2	0	0	行(一)
課長	11	11	0	0	行(一)
事務長	11	11	0	0	行(一)
課長	11	11	0	0	行(一)
事務課長	11	11	0	0	行(一)
係長	11	11	0	0	行(一)
技術職員	10,117	10,117	0	0	行(一)
図書館職員	1,100	1,100	0	0	行(一)
一般職員	8,917	8,917	0	0	行(一)
技能労務職員	3,000	3,000	0	0	行(一)

職種	定員	定率	区分
海船職員	310	267	海(一)
教育職員	3,613	2,490	教(一)
学部長	11	0	
教授	6,973	6,365	
助教授	9,860	9,196	
講師	1,674	1,101	
助教	10,926	7,077	
職務職員	1,337	1,337	
校長	8	0	
教員	7,977	7,977	
教員	1,121	1,121	
教員	7,856	7,856	
教員	7,856	7,856	
教員	7,856	7,856	
養護助教	112	0	教(二)
実習助手	30	0	教(三)
各種学校講師	1,896	1,896	教(四)
教授	2,896	2,896	教(四)
助教授	36	0	教(四)
教授	2,860	2,860	教(四)
講師	2,860	2,860	教(四)
助教授	108	108	教(四)
教授	2,752	2,752	教(四)
診療技術職員	6,000	6,000	医(一)
栄養士	26	26	
栄養士	177	177	
栄養士	33	33	
栄養士	11	11	
栄養士	11	11	
栄養士	11	11	
栄養士	11	11	
薬劑部長	3,000	3,000	医(二)
薬劑部長	3,000	3,000	
歯科衛生師	4	4	
婦人科衛生師	4	4	
看護婦	2,600	2,600	医(三)
看護婦	2,600	2,600	
看護婦	5,400	5,400	医(四)
看護婦	5,400	5,400	

合(39年度定員)計 一、七、五、六六 一、六、七、六六 六、七、七〇

二、等級別定員表

等級別	組織区分		總定員	適用職種
	国立学校	病院		
行政職	国立学校	病院		
(一) 適用	三、一、〇、〇〇	六、二、九、四〇	三、二、六、六〇	大学事務局長 大学事務局長、事務 局の部長、病院事務 部長、学生部次長、 課長、事務長、課長 課長、技術職員、図 書館職員、技術職員、 係長、技術職員、図 書館職員、一般職員、技 術職員、図書館職員 係長、一般職員、技 術職員、図書館職員 係長、一般職員、技 術職員、図書館職員 係長、一般職員、技 術職員、図書館職員
二 等	二、一、八、〇〇	二、六、六、五〇	二、七、七、七〇	大学事務局長
三 等	二、三、五	三、三	二、三、〇	大学事務局長
四 等	一、一、七、一	一、一、五、九	一、三、五、九	大学事務局長
五 等	三、三、四、六	三、三	三、六、八	大学事務局長
六 等	四、一、八、五	四、八	四、九、六	大学事務局長
七 等	六、七、七、六	六、九、五	八、四、五、七	大学事務局長
八 等	六、〇、七、七	六、〇	七、九、七	大学事務局長
(二) 適用	九、四、一、〇	三、六、〇、〇	一、三、〇、一〇	大学事務局長
一 等	八、一、六	一、九、一	一、〇、一、七	大学事務局長
二 等	三、八	三、三	七、一、一	大学事務局長
三 等	三、八、五、五	三、三、三	四、五、六、六	大学事務局長
四 等	三、一、七、五	三、三、三	四、九、七、五	大学事務局長
五 等	一、三、四、六	三、九、一、〇	二、九、四、五	大学事務局長
海事職				
(一) 適用	二、六、七	〇	三、一、〇	大型船舶職員
一 等	一〇〇	〇	一、一、〇	大型船舶職員
二 等	八	〇	八	大型船舶職員
三 等	二、六	〇	二、六	大型船舶職員
四 等	二、四	〇	二、四	大型船舶職員
五 等	一	〇	一	大型船舶職員
(二) 適用	一、六、七	〇	一、六、七	大型、中型船舶職員

等級別	国立学校	病院	總定員	適用職種
教育職	国立学校	病院		
(一) 適用	三、三、六、二一	二、四、九、〇	三、三、〇、六	国立短期大学長、工 業教員養成所長、教 授(大学、研究所) 助大、養成所、研究 所、短大、病院、養 成所、(大学、病院、 研究所、養成所) 講師(大学、病院、 研究所、養成所) 助手(同右)
二 等	二、七、八、六	二、三、四、四	二、三、〇、六	国立短期大学長
三 等	九、一、九、〇	六、一、一	九、八、〇	国立短期大学長
四 等	一、一、〇、一	四、八	一、六、三	国立短期大学長
五 等	一、三、一、七	一、七、二	一、四、七、七	国立短期大学長
六 等	一、一、六、一	一、七、七	二、九、六	国立短期大学長
(二) 適用	九、五、七	〇	九、五、七	国立短期大学長
一 等	八、七、六	〇	八、七、六	国立短期大学長
二 等	二、九	〇	二、九	国立短期大学長
三 等	八、七、六	〇	八、七、六	国立短期大学長
(四) 適用	八、六	〇	八、六	国立短期大学長
一 等	三、六	〇	三、六	国立短期大学長
二 等	三、三	〇	三、三	国立短期大学長
三 等	三、三	〇	三、三	国立短期大学長
四 等	二、四	〇	二、四	国立短期大学長
五 等	二、四	〇	二、四	国立短期大学長
医療職				
(二) 適用	三、八、〇	八、一、〇、四	五、三	国立短期大学長
三 等	一、八、六	一、五、四	一、七、一	国立短期大学長
二 等	〇	〇	〇	国立短期大学長
一 等	一、〇	〇	一、〇	国立短期大学長
(一) 適用	二、四、四	〇	二、四、四	国立短期大学長
二 等	二、四	〇	二、四	国立短期大学長
三 等	二、四	〇	二、四	国立短期大学長
四 等	二、四	〇	二、四	国立短期大学長
五 等	二、四	〇	二、四	国立短期大学長
三 等	一、五	四、四	四、九	国立短期大学長
二 等	〇	一、六	一、六	国立短期大学長
一 等	〇	〇	〇	国立短期大学長

区分	39年度予算総数	組		織	区	分
		国立学校	病			
大学院学生	11,000	3,300	5,600	5,600		
大学専攻科学生	11,000	11,000				
学部学生	11,000	11,000				
外国人留学生	11,000	11,000				
沖繩学	11,000	11,000				
特殊教育教員養成学生	11,000	11,000				
工業教員養成所学生	11,000	11,000				
短期大学	11,000	11,000				
独立短大	11,000	11,000				
併設短大	11,000	11,000				
大学別科等学生	11,000	11,000				
高等専門学校学生	11,000	11,000				
高等専門学校生徒	11,000	11,000				
附属学校生徒	11,000	11,000				
盲聾学校	11,000	11,000				
養護学校	11,000	11,000				
高等学校	11,000	11,000				
中学校	11,000	11,000				
小学校	11,000	11,000				

◎学生、生徒総数表

区分	国立学校	病	織	区	分
士、薬剤師	2	40	42		
医療技術職員、X線技師、栄養士、歯科衛生士	15	62	77		
医療技術職員	8	12	20		
総婦長	0	37	37		
総婦長、婦長、看護婦	0	86	86		
看護婦	0	5,101	5,101		
看護婦	2	107	109		

(予算人員)

前年度予算に比し昭和三十九年度予算において増加したところのおもなものは三十八年十月俸給表の改正に伴う積算増による主な増加の外各組織において人件的経費につき新規事項による教官その他の職員の増員のため俸給手当など、旅費の増加を合せ国立学校において五十億五千八百五十五万余円、大学病院において七億五千二百三十六万余円、研究所において七億四百八十万万余円の増加である。すなわち人件的経費合計六十五億五千七百七十二万余円の増加を示している。また物件的経費については教官当校費積算単価一五%増加、学生当校費積算単価二〇%増加、新規事項として学部の創設(医学部、薬学部、工学部、経済学部)学科の新設、大学院増置、講座の増設、大学院専攻課程の増設、附置研究所の新設(三箇所)研究所における部門の増設、学年進行による校費の増加、教育研究用設備の改善充実、これらに附随する土地建物の維持修繕、各所新営費の増加を合せ国立学校において四十五億三千二百二十六万余円、大学病院において三億三千九百四十四万円、附置研究所において十九億五千九百五十八万余円、すなわち物件的経費合計六十八億二千二百二十九万余円、大学病院医療関係費において二十六億七千八百六十一万余円、特殊設備費においては前年度において設備の完了したものが多かったために八億二千八百六十二万余円の減少を来したが、今年度において施設整備費は八十三億三千九百二十四万余円共済組合費負担金九億三千百九十二万余円、特別会計として新に今年度より掲上されたもの予備

研究	衛生検査技師学校	歯科衛生士学校	歯科技工士学校	診療X線技師学校	看護学校	助産婦学校	保健婦学校	歯科実習	研究
幼稚園	5,600	2,000	100	37	4,500	300	200	1,976	1,976
各種学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0
衛生検査技師学校	5,600	2,000	100	37	4,500	300	200	1,976	1,976
歯科衛生士学校	0	2,000	0	0	0	0	0	0	0
歯科技工士学校	0	0	100	0	0	0	0	0	0
診療X線技師学校	0	0	0	37	0	0	0	0	0
看護学校	0	0	0	0	4,500	0	0	0	0
助産婦学校	0	0	0	0	300	0	0	0	0
保健婦学校	0	0	0	0	200	0	0	0	0
歯科実習	0	0	0	0	0	0	0	1,976	1,976
研究	0	0	0	0	0	0	0	0	0

費として一億円、借入金に対する利子として他の特別会計に繰入るもの
三千二百五十万円等総計二百四十三億五千五百八十万余円の増加を示す
いる。

に至った。この増加額の概要に関し、組織別に示すと次のようになって

昭和三十九年度国立学校特別会計歳出予算増加額総表

(単位 千円) △印減

区	分	39年度予算	38年度予算	増加額	組織別 増加額				共 通
					国立学校	大病院 附属	附置研究所	共	
歳出	総額	1,399,800,776	1,111,101,411	288,699,365	288,699,365	0	0	0	288,699,365
人件	的経費	761,171,010	700,862,649	60,308,361	60,308,361	0	0	0	60,308,361
物件	的経費	191,291,311	191,291,311	0	0	0	0	0	0
その他	経費	260,338,455	218,947,451	41,391,004	41,391,004	0	0	0	41,391,004
医療	関係費	101,111,186	101,111,186	0	0	0	0	0	0
特殊	設備費	34,014,341	34,014,341	0	0	0	0	0	0
施設	整備費	27,111,181	18,924,685	8,186,496	8,186,496	0	0	0	8,186,496
日本学校安全会	共済掛金負担金	1,234,111,234	1,234,111,234	0	0	0	0	0	0
国家公務員共済組合	費負担金	81,011,234	81,011,234	0	0	0	0	0	0
国債整理基金特別	会計へ繰入	3,111,234	3,111,234	0	0	0	0	0	0
賠償償還	及払戻金	11,000	11,000	0	0	0	0	0	0
予備費		100,000	0	100,000	100,000	0	0	0	100,000

一、国立学校の分 (単位 千円) △印減

区	分	増加額	増加概要	39年度予算	38年度予算	増加額	組織別 増加額
国立学校	九、四三、三三三		大学院、学部、専攻科、短期大学、高等学校、附属学校、高等専門学校、教育研究施設、及び工業教員養成所に関する予算である	六、六六、六八七、四三三	六、六六、六八七、四三三	0	0
			一、人件経費 1 俸給手当 など 五、〇六、五三三 四、九三、六九一 和三八、一〇 三、九七五、四七五	二、六三、七二一、七二一	二、六三、七二一、七二一	0	0
			学年進行による職員増加、昭和四六、八四〇、二六四、二七二 増加、新規事項による職員増加	三、九三、九〇六、〇〇〇	三、九三、九〇六、〇〇〇	0	0
			学部増設(医学部三、薬学部一、工学部一、工学第二部一)	九、四三、三三三	九、四三、三三三	0	0
			経済第二部一、図書館短期大学創設(東京)、学科新設(工学一〇、理学二、畜産一、電気通信一、外国語一)学科拡充改組(工学七、理学六)、農学体質改善七、講座増設(文科系八、理科系二、農科系四、医科一〇、齒科二、工科系九計三五講座)、学科目新設(二二)文科系四、理科二、農科九、工科六、体育一)既設学科目整備、助手充員、養護学校教員養成課程新設、教員養成学部整備高等専門学校増設十	六、六六、六八七、四三三	六、六六、六八七、四三三	0	0

2 旅費	二九、三三三	職員の増加による増	九三、五五五	八〇、二五三
三、物件的経費	四、五三三、三六九	二、その他教育施設の整備、附属学校の増設、学級の増加、研究施設の新設、整備一四、等の職員増員による増加	三六、七三三、六四二、四〇、〇三七	三六、七三三、六四二、四〇、〇三七
3 校費	四、三三、六九九	教官当校費積算単価増15%、学生当校費積算単価増20%	四、四三、三六九、〇〇、〇二八、九二七	四、三三、六九九
4 光熱水料	三六六、四〇〇	積算増	三六六、四〇〇	三六六、四〇〇
5 土地建物維持修繕、各所	一三、一四四	積算増	一三、一四四	一三、一四四
三、その他	一五八、五六六	附置研究所へ移替の為減	一五八、五六六	一五八、五六六
6 実習船関係費	一五八、〇四〇	運航費	一五八、〇四〇	一五八、〇四〇
7 受託研究費	四、六六八	整備費	四、六六八	四、六六八
8 受託研究員費	四、六六八	建造費	四、六六八	四、六六八
9 奨学交付金	四〇〇	食糧費	四〇〇	四〇〇

区分	増加額	増加概要	39年度予算	38年度予算
四、日本学校完全会費負担金	〇		三、三三六	三、三三六
二、大学附属病院の分 (単位 千円) ▲印減				
大学附属病院	三、七七一、四九九	医学部、歯学部、歯学部附属病院に関する予算である	三、五三九、一七二	三、七七一、四九九
一、人件的経費	七五、三六六	昭和三八、一〇俸給表改定による増加、新規事項による職員の増加	八〇、六八、二九八	七五、三六六
1 俸給手当など	七五、三六六	診療科の新設、病床の増加、衛生検査技師学校の増設(二)、診療助手の増員、中央検査部、手術部、放射線部、材料部等の新設、病院整備	八〇、〇四、六四四	七五、三六六
2 旅費	六、一〇七	新規事項による職員の増加に伴う増	四、六三三	六、一〇七
三、物件的経費	三三六、四三三		三、二二六、七二二	三三六、四三三
3 校費	二六〇、二七二	新規事項に伴うもの増	二、七三〇、一八八	二六〇、二七二
4 光熱水料	二六、三三九	診療科の新設	二、七三〇、一八八	二六、三三九
5 土地建物維持修繕、各所	三三、七〇〇	病床の増加	二、七三〇、一八八	三三、七〇〇
三、医療関係費	二、六六六、六二二	各種学校(衛生検査)増	二、二二二	二、六六六、六二二
6 医療用品	二、一五八、五八〇	中央各部新設	六、八四四	二、一五八、五八〇
7 患者用品	五、六六八	業務整備	一三、〇三三	五、六六八
8 医療機器整備費	二二六、七三三	各所修繕、土地建物借料、各所	四、七〇〇	二二六、七三三
9 学用患者	二二〇、二〇〇	新営	二、七三〇、一八八	二二〇、二〇〇

10 患者食糧費	九〇,八九六	一〇三,七四九	九四,八五三
11 生徒食糧費	四,六七〇	一〇〇,九七四	九六,〇〇四

三、附置研究所の分

(単位 千円) △印減

区分	増加額	増加概要	39年度予算	38年度予算
附置研究所	一,七六六,四六一	附置研究所六七に要する予算	二〇,三六七,七九五	八,八二〇,三三四
一、人件的経費	七〇五,八〇四	昭和三八、一〇俸給表改定による増加、新規事項に伴う職員の新設四、等	四,〇三二,四六六	三,三七七,六六三
1 俸給手当など	六四二,四九三	宇宙航空研究所、原子炉工学研究所、アジアアフリカ言語文化研究所の創設、研究所整備、部門の増設(原子力四、防災四、宇宙科学一、一般部門一三)、研究所附属研究施設	三,八五七,〇五九	三,二四一,五六四
2 旅費	六二,三九〇	職員増員に伴う増加等	一,七五,〇七	一一三,〇六八
二、物件的経費	一,〇九五,五八七	教官当積算単価15%増、学生当積算単価20%増	五,二二六,五五五	三,二二六,九六六
3 校費	一,八六三,九二二	新規事項の増 特殊装置維持費増 特別事業費増 研究事項拡大に伴う増	四,七六〇,六六六	三,二二二,五五五
4 光熱水料	六六,五四六		一五,〇〇〇	一〇五,〇五五
5 土地建物維持各所	一,一〇〇		五五,八八七	四七,七五七
三、その他	六六,三〇〇		一八,〇八三	一八七,三六七
6 研究船関係	七五,五二二	前年度船の建造終了のため減	一六,一五六	九一,六六七
7 受託研究費	六,二〇二		一〇,一九七	九五,〇三七

四、各組織に共通する分

(単位 千円)

四 特殊設備費	△ 八六,六六六	前年度限り終了のものあるため減	九〇,〇六三	一,八一九,三九六
---------	----------	-----------------	--------	-----------

区分	増加額	増加概要	39年度予算	38年度予算
一、施設敷備費	八,三三六,三六六	昭和38年度までは一般会計において国立文教施設費のところ特別会計の設置により組替えたものである	二七,三二一,九三二	二八,九七三,六六五
1 事務費	一四,九六六		三九一,六二六	二七六,六六八
2 学校施設費	六,四五一,五三三		二二,四二一,七四四	二五,〇九〇,一〇〇
3 病院施設費	一,二二五,一〇五		五,六六六,六六〇	二,四五一,六四四
4 不動産購入費	五五七,六九六	本費は国立学校より移替えたもの	八一,九三一	二五五,二二二
二、国家公務員共済組合負担金	九三二,九三五		三,八二〇,二三五	二,八八八,五五〇
三、国債整理基金特別会計へ繰入	三,〇〇〇		三,〇〇〇	〇
四、賠償償還及払戻金	二,〇〇〇		二,〇〇〇	〇
五、予備費	一〇〇,〇〇〇		一〇〇,〇〇〇	〇
六、共通合計	六,四〇八,九六一		二二,六六六,九三二	二二,六六六,九三二
国立学校特別会計歳出	二,四三三,八〇六		二,四三三,八〇六	二,四三三,八〇六
総計	一四,一七〇,九三三		四〇,一七〇,九三三	四〇,一七〇,九三三

次に最近九箇年度間における国立学校関係予算を展望すると次表に示すように額は逐年増加している。これらの投資額が国立学校の血となり肉となって運営上に与えた影響が大きく所謂発展進歩して姿であることとも判断することができる。国立学校運営費における最近九箇年度百分比につき、総額、組織別に三十一年度より三十九年度に亘り人件的経費物件的経費と主体として続いて掲記した。

国立学校関係予算九力年度表

(単位 千円)

区 分	特別会計施行年度		一 般 会 計								
	39年度	38年度	38年度	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度	32年度	31年度	
国立大学及び学校	七六、二七、六六八	二、五九、一七二	六六、八七、四三三	五九、八三、六五八	四六、〇三、六三九	三七、七九、七七一	三三、三〇、七三三	二九、〇九、六一八	二六、九四、七五九	二四、四七、七五五	
大学 附属 病院	二、五九、一七二	一〇、三六、七五五	一七、七六、七六八	一五、四六、〇〇〇	一三、三三、九四八	一〇、三九、〇三〇	八、三三、〇七四	七、七五、五五五	七、一八、三三三	六、一〇、一〇〇	
大学 附置 研究所	一〇、三六、七五五	二七、三二、九二二	八、六〇、三三〇	六、六二、七五七	四、四一、四三三	四、四一、四三三	三、三三、二七五	三、一六、一七五	二、七五、九三三	二、五九、一〇七	
施設 整備 備費	二七、三二、九二二	三、三三、五〇〇	一八、九七、六六五	一三、二〇、四四四	四、五九、七六二	四、五九、七六二	三、五四、七八七	三、一七、三三三	二、九四、三九五	二、二六、九、三五	
国債整理基金特別会計へ繰入	三、三三、五〇〇	一〇〇、〇〇〇									
予備費	一〇〇、〇〇〇										
国立学校職員共済組合負担金	三、八二〇、三三三		二、八八八、四三〇	三、四七、三三三	四、一七、六六六	一、七六、八六六	一、二二、八三三	一、〇一、四三〇	七三、三三三	一〇一、四三〇	
小 学 計	一三六、四四、三七七		一、一五、一〇〇、五〇〇	九四、六六、六六六	九四、六六、六六六	九四、六六、六六六	九四、六六、六六六	九四、六六、六六六	九四、六六、六六六	九四、六六、六六六	
科 学 研 究 費	三、〇〇〇、〇〇〇		三、七五、七五七	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	
在 外 研 究 員 旅 費	二、五七、二七一		二、〇〇、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	
内 地 研 究 員 旅 費	二〇、六六八		二〇、六六八	一八、九六八	一八、九六八	一八、九六八	一八、九六八	一八、九六八	一八、九六八	一八、九六八	
外 国 人 留 学 生 費	二〇、八七七		一三、二五五	一〇、七〇九	七、七〇九	七、七〇九	七、七〇九	七、七〇九	七、七〇九	七、七〇九	
沖 繩 留 学 生 費	八、九六五、三三六		八、一三、七、四〇〇	六、四四〇、九六九	五、四四〇、九六九	四、七九六、八九七	四、六四〇、九六九	四、六四〇、九六九	四、六四〇、九六九	四、二七、七、四〇〇	
育英及び学徒援護関係	二、三九、九四九		一、二、三、八、六二二	九、二九、五、三〇四	七、九七、七、三三三	六、六六、六、六六六	六、六六、六、六六六	六、六六、六、六六六	六、六六、六、六六六	六、六六、六、六六六	
小 (一) 一般会計 計	一三、一八、五、三〇七		二、六、三、三、四一〇	一〇、三、九、六、二、一六八	八、一、七、七、九、三三三	六、七、七、七、九、三三三	六、七、七、七、九、三三三	六、七、七、七、九、三三三	六、七、七、七、九、三三三	六、七、七、七、九、三三三	
文 部 省 所 管 全 予 算	四、五、〇、〇、三三三		三、六、〇、〇、七、七三三	三、九、八、五、三、三三三	二、四、八、五、三、三三三	二、四、八、五、三、三三三	二、四、八、五、三、三三三	二、四、八、五、三、三三三	二、四、八、五、三、三三三	二、四、八、五、三、三三三	
一 般 会 計 総 予 算	三、二、五、五、三、八三三		二、九、四、一、九、五三三	二、九、八、五、三、三三三	二、四、八、五、三、三三三	二、四、八、五、三、三三三	二、四、八、五、三、三三三	二、四、八、五、三、三三三	二、四、八、五、三、三三三	二、四、八、五、三、三三三	

(注) 本会報十二号以降に掲記した予算小観中の予算額と前表金額とにおいて、相異なる点は掲記した後において補正予算が成立したものに於いては、それを合算し掲記したことによるものである。

◎国立学校運営費九力年度百分比(総表)
三十九年度分は過年度との比較対照上特別会計となつて掲上された施設整備費等を除き比を採つた。

区 分	39年度	38年度	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度	32年度	31年度
人的経費	五四・四四%	五三・六〇%	五三・六八%	五三・〇二%	五二・四〇%	五二・一八%	五二・〇二%	五二・〇〇%	五二・〇〇%
旅 費	一・〇一%	一・〇三%	一・一五%	一・一〇%	一・一〇%	一・一〇%	一・一〇%	一・一〇%	一・一〇%
物件の経費	三四・四四%	三三・八八%	三三・二二%	三二・四〇%	三二・〇〇%	三二・六八%	三二・七七%	三二・三九%	三二・〇二%

校 費	39年度	38年度	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度	32年度	31年度
土地建物維持費	三〇・六六	三〇・九六	三〇・四三	三〇・四三	三〇・四三	三〇・四三	三〇・四三	三〇・四三	三〇・四三
修繕及新営費	九・四三	八・九六	九・四三	九・四三	九・四三	九・四三	九・四三	九・四三	九・四三
医療関係費	一・一三	一・一三	一・一三	一・一三	一・一三	一・一三	一・一三	一・一三	一・一三
その他	〇・七五	〇・七五	〇・七五	〇・七五	〇・七五	〇・七五	〇・七五	〇・七五	〇・七五
特殊設備費	一・一三	一・一三	一・一三	一・一三	一・一三	一・一三	一・一三	一・一三	一・一三

◎各組織別運営費九力年度百分比
 (一) 大学学校分

区分	39年度	38年度	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度	32年度	31年度
人件的経費	41.80%	41.82%	42.82%	42.7%	42.6%	42.7%	42.7%	42.6%	42.8%
俸給手当など	40.13%	40.40%	41.04%	41.3%	41.1%	41.1%	41.1%	41.3%	41.5%
旅費	1.11%	1.11%	1.11%	1.11%	1.11%	1.11%	1.11%	1.11%	1.11%
物件的経費	37.07%	37.91%	36.00%	35.1%	35.01%	34.9%	34.9%	34.9%	34.9%
校舎維持費	33.00%	33.96%	32.67%	31.7%	31.6%	31.6%	31.6%	31.6%	31.6%
土地建物維持費	3.07%	3.95%	3.33%	3.4%	3.41%	3.3%	3.3%	3.3%	3.3%
修繕及新営費	3.00%	3.95%	3.33%	3.4%	3.41%	3.3%	3.3%	3.3%	3.3%
その他	0.90%	1.27%	1.00%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.9%

(二) 大学附属病院の分

区分	39年度	38年度	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度	32年度	31年度
人件的経費	37.60%	37.60%	37.60%	37.60%	37.60%	37.60%	37.60%	37.60%	37.60%
俸給手当など	37.60%	37.60%	37.60%	37.60%	37.60%	37.60%	37.60%	37.60%	37.60%
旅費	0.11%	0.11%	0.11%	0.11%	0.11%	0.11%	0.11%	0.11%	0.11%
物件的経費	15.95%	15.95%	15.95%	15.95%	15.95%	15.95%	15.95%	15.95%	15.95%
校舎維持費	13.50%	13.50%	13.50%	13.50%	13.50%	13.50%	13.50%	13.50%	13.50%
土地建物維持費	1.45%	1.45%	1.45%	1.45%	1.45%	1.45%	1.45%	1.45%	1.45%
修繕及新営費	1.00%	1.00%	1.00%	1.00%	1.00%	1.00%	1.00%	1.00%	1.00%
医療関係費	47.84%	47.84%	47.84%	47.84%	47.84%	47.84%	47.84%	47.84%	47.84%

(三) 附置研究所の分

区分	39年度	38年度	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度	32年度	31年度
人件的経費	38.69%	38.69%	41.70%	43.7%	43.8%	43.3%	43.5%	43.0%	43.7%
俸給手当など	37.00%	37.33%	40.35%	42.2%	42.1%	41.8%	41.3%	40.7%	41.3%
旅費	1.69%	1.31%	1.55%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%
物件的経費	5.01%	4.61%	4.70%	4.80%	4.8%	4.7%	4.6%	4.7%	4.7%
校舎維持費	4.98%	4.55%	4.61%	4.71%	4.7%	4.6%	4.5%	4.6%	4.6%
土地建物維持費	0.03%	0.06%	0.09%	0.09%	0.09%	0.09%	0.09%	0.09%	0.09%
修繕及新営費	1.11%	1.26%	1.10%	1.0%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
その他	5.54%	11.93%	9.20%	7.1%	7.4%	10.1%	11.0%	11.1%	11.1%

前表によつて最近九箇年度間における国立学校運営費の推移を見ると総表における人件的経費は漸次比率の減少をきたし、物件的経費においては僅かながらも漸次比率が上昇を示している。このことは大学の数の少ない過去の時代において人件費物件費が半々と平衡を保つたように、平衡を回復しつつある傾向と見ることができるのであるが、比重が平衡でなくてはならないという確定した原理原則がある訳ではない。史実によつてそのような判断に到達するものである。すなわち大学の数が少ない時代の姿を考えまたその当時は研究費が不足で困るといった声は比較的少なかったということからして半々という事実が常道であると見ることがあながち妥当を欠くものとも考えられない。試みに昔時の特別会計制度下におかれた東京大学の昭和十年度経常歳出予算七百八十七万九千余円中、人件的経費は四百三万四千余円で総額の五一%に相当する。東京大学が明治四十年帝国大学特別会計法によつて定額政府支出金制度におかれた当時の経常歳出予算百三十四万二千余円の中人件的経費は六十七万五千余円で歳出総額予算の五〇・三六%に相当しており、それより以降の年度には多少の変化はあったが経常的経費の人件費物件費の割合は大体半々の状態を保つておつた。以上説述したとおり平衡であるということは歴史的事実を基礎として考察した意味である。大学における研究的諸経費がきわめて不足であつて、眼まぐるしく変転する学術研究を遂行するのに支障を来しているという声が未だに生じている。大学新制度以来きびしく巷間につたえられるのは人の経費に即応する物の経費の割合が充分にとれていないことにあるのであろう。最近数年間において大学の拡張、学校の新設等によつて積算の基準が明確化されたようであるので研究費についても相当増加の方向に進んでおることは大学発展のために好ましい現象であらう。基準を樹立した以上は新設の分野のみ適用せず過去に設けられたものについても新基準を適用してすつきりした計算に整備することは絶対的に必要があるのではなからうか。云うなれば従来の積算を大改造すべきものと考えられる。古いものはむしろ費用が多額に要することの多いのが実情である。この整備は特別会計として的一般会計より繰入るる財源の計算を明確化する一つの

方法でもあろう。数額が確定される特別会計としては基準の確定は教育研究の特質を裏付けるための必要な措置で財政上の安定性、恒久性の確保にきわめて重要な因子であると考えるものである、折角特別会計法を制定した以上一般会計より繰入るる財源の法制化に一步前進することは今後の課題であらうが、何らかの方途をもって実現することが望ましい。所管省と財務担当省との合意による基準でも運行上は支障ないことではあるけれども時々の情勢によって動く可能性のある方法をとらずに基準法制化を建てるべきではなからうか。いろいろの要素を含んでおることであるから至難なことであらうが学問教育事業を進めるための基礎的事項であるから至難を超えて財源確保の条項を新特別会計法にとり入れることは十分検討すべきことであらう。財源確保のためには基準の法制化が考えられることは前にも述べたことであるが、この法制化にしても国立学校の財政に関する歴史的事実と統計的事実の噛み合せによってある種の基準を求め法制化はできるであらうが、無限に生成発展する教育研究のためにあまり固定して動きのとれないような法制化は議論の生ずることであり、実状に沿い得ない結果を生むこともあり得ること、きわめて困難なことであらうが、担当者の独断や好みといったことに左右されない一本筋の通ったものを特別会計の中に確立すべきことは将来の国立学校の財政上緊要なことであらう。昭和二十四年学制改革に際しても学校の財政については確固たる見透しもなく制度改革のみが先行して今日に至った。特別会計法の制定は学校会計の特殊性のために立法さ

れたものであったであらうが経常費財源の確保に法律の上に明文化してこそ特殊特別会計の意義が鮮明されたであらうが、この法律にはそうしたことは何等具体化した点がないことは残念なことと考えられる。

国立学校が昭和三十九年度から特別会計となるに及んで予算内容等においては大いに新方式のもとに表現されるものと考えられたが何の変てつもなく従来通りの方式に終った。検討したあとが少しも表われていない。少なくとも各学校毎の予算の内容が区分されて公表することも実現されなかった。一考を煩はしたい点は前年の本調査においても述べたことである。長年月に亘り行っている大学学校の経費の実態調査の結果を俟ち実情と編成の合理化の一体を企図することが望ましいやがては極手をつかむことができるであらう。逐年予算を増加するための改善方策はとられているが満足すべき状態を生むまでには相当の年月を要するであらう。財政的に恵まれた環境のもとに研究に従事することのできる時代の早急に来ることを望んでおるのは研究者ばかりではない、科学の振興の波のつて理工系における拡充発展はぐんぐん進んでおるが、大学全体を考慮し人文系統に対する研究費の強化と水準の引上げを図ることをおろそかにすべきではない、均等でなくとも平衡を失わぬよう配慮し抜本的改善を加えることも大学管理運営上極めて重要なことである。

特別会計以前における国立学校関係歳入予算の最近八箇年度間に関するものは次の通りである。(一般会計文部省主管歳入)

区 分	38 年度	37 年度	36 年度	35 年度	34 年度	33 年度	32 年度	31 年度
授業および入学検定料など	1,277,777,211	1,117,171,777	1,100,000,000	1,010,000,000	1,110,000,000	1,110,000,000	1,110,000,000	1,110,000,000
寄宿料	1,277,777,211	1,117,171,777	1,100,000,000	1,010,000,000	1,110,000,000	1,110,000,000	1,110,000,000	1,110,000,000
病院収入	1,277,777,211	1,117,171,777	1,100,000,000	1,010,000,000	1,110,000,000	1,110,000,000	1,110,000,000	1,110,000,000
受託調査試験及び役務収入	1,277,777,211	1,117,171,777	1,100,000,000	1,010,000,000	1,110,000,000	1,110,000,000	1,110,000,000	1,110,000,000
国有財産利用収入など	1,277,777,211	1,117,171,777	1,100,000,000	1,010,000,000	1,110,000,000	1,110,000,000	1,110,000,000	1,110,000,000
物品売払収入	1,277,777,211	1,117,171,777	1,100,000,000	1,010,000,000	1,110,000,000	1,110,000,000	1,110,000,000	1,110,000,000
用途指定寄付金収入	1,277,777,211	1,117,171,777	1,100,000,000	1,010,000,000	1,110,000,000	1,110,000,000	1,110,000,000	1,110,000,000
合 計	4,010,000,000	3,600,000,000	3,400,000,000	3,100,000,000	3,400,000,000	3,400,000,000	3,400,000,000	3,400,000,000

(単位 千円)

◎大学学部学校病院研究所等数表(39年度)

区分	根拠条文	人文科学系	自然科学系	文理系	教員養成系	学校	教育施設	病院	研究施設	研究所	総数
国立学校設置法によるもの(昭和二四、法律第一五〇号)											
大学	二章の一三一条一項	八三	一三四	一四	三五						七三
学	三条一項	二九	一〇五		二二						三六
学	学校教育法五七条	六	一一								一五
別	同右										一七
専	同右										四八
攻	三条の二										二二
科	昭二八、政令五一号	四〇	七三								一一
科	三条の三	一三	一六								二九
短	一項	一	五								六
期	二項	一三	一一								二四
大	二章の二七条の二		(三六)								三六
学	三章八条		(八)								八
校	二条二項										二七
附	施行令一条一、二項										七五
属	同右										七五
学	施行令一条一、二、三項		(三)								一六
校	施行令一条一、二項										二七
高	同右										七九
等	施行令一条一、二項										三五
專	同右										一〇
門	同右										六二
学	学校教育法八三条施行規則										一〇
校	六条の四										六二
各											一
種											一
学											二二
校											一七
特											一
殊											一七
教											一
育											一
教											九
員											九
養											一
成											一
看											一七
助											一
産											一
婦											一
健											九
診											九
療											一
X											一
線											一
技											一
師											一
衛											一
生											一
檢											一
査											一
技											一
師											一
衛											一
生											一
師											一
齒											一
科											一
工											一
士											一
教											一
育											一
及											一
研											一
究											一
施											一
設											一
病											一
院											一

臨海実験所	(一三)								
臨潮実験所	(一一)								
農場	(三三)								
演習園	(三三)								
植物園	(三三)								
牧場	(一一)								
家畜病院	(一〇)								
練習船	(七)								
研究施設	(八二)								
研究所	(九)								
国立工業教員養成所の設置に関する臨時措置法によるもの(昭和三六、法律第八七号)	(九)								
工業教員養成所	(九)								

備考 一、前表中()内の数は系統別又は所属別に分類した場合のものである。

本稿の初めにおいて説明を試みた昭和三十九年四月公布された国立学校特別会計法及同施行令を参照の便とすため次に掲記した。

◎国立学校特別会計法

法律第五十五号 昭和三十九年四月三日

(設置)

第一条 国立学校(国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)第二条第一項に規定する国立学校及び国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法(昭和三十六年法律第八十七号)第三条第一項に規定する国立工業教員養成所をいう。以下同じ)の充実に資するとともに、その経理を明確にするための、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(管理)

第二条 この会計は、文部大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

第三条 この会計においては、一般会計からの繰入金、授業料、入学料、検定料、病院収入、積立金からの受入金、借入金、財産処分収入、寄附金及び附属雑収入をもってその歳入とし、国立学校の運営費、施設

費、奨学交付金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子その他の諸費をもって歳出とする。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

(歳入歳出予定計算書の作成及び送付)

第四条 文部大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第五条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第四条に規定する歳入歳出予定計算書を添附しなければならない。

(借入金)

第七条 この会計において、国立学校の附属病院の施設費を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金を行うことが

できる。

2 前項の規定による借入金限度額については、予算をもって、国会の議決を経なければならない。

(借入限度の繰越し)

第八条 この会計において、借入金の借入れについて国会の議決を経た金額のうち、当該年度において借入れをしなかった金額があるときは、当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額の財源として必要な金額の範囲内で、翌年度において、前条第一項の規定による借入金をすることができる。

(一時借入金等)

第九条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

3 第一項の規定による一時借入金及び繰替金の限度額については、予算をもって、国会の議決を経なければならない。

(借入金及び一時借入金の借入れ及び償還の事務)

第十条 第七条の規定による借入金及び前条の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行なう。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第十一条 第七条第一項の規定による借入金の償還金及び利子並びに第九条第一項の規定による一時借入金の利子に相当する金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(剰余金の積立て等)

第十二条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、政令で定めるところにより積立金として積み立て、なお、剰余があるときは、翌年度の歳入に繰り入れなければならない。

2 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じたときは、積立金からこれを補足するものとする。

3 この会計の積立金は、国立学校の施設の整備の財源に充てるため必要があるときは、予算で定める金額を限り、この会計の歳入に繰り入れることができる。

4 この会計の積立金は、資金運用部に預託して運用することができる。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)

第十三条 文部大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十四条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条に規定する歳入歳出決定計算書を添附しなければならない。

(余裕金の預託)

第十五条 この会において、支払上現金に余裕金があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

(支出未済額の繰越し)

第十六条 この会計において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済みとならなかったものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 文部大臣は、前項の規定による繰越しをしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定により繰越しをしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

(委任経理)

第十七条 国立学校における奨学を目的とする寄附金を受けた場合において、必要があるときは、文部大臣は、当該寄附金に相当する金額を国立学校の学長、又は校長に交付し、その経理を委任することができる。

(実施規定)

第十八条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

- 1 この法則は、公布の日から施行し、昭和三十九年度の予算から適用する。
- 2 昭和三十八年度における一般会計の歳出予算のうち、文部省所管の国立学校に係る経費で財政法第十四条の三第一項又は同法等四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、この会計に繰り越して使用することができる。
- 3 前項の規定により繰越しをしたときは、財政法第四十一条の規定により昭和三十九年度の一般会計の歳入に繰入れるべき昭和三十八年度の同会計の歳入歳出の決算上の剰余金のうち、前項の繰越額に相当する金額は、この会計の昭和三十九度の歳入に繰り入れるものとする。
- 4 昭和三十九年四月一日において一般会計に所属する資産及び負債で国立学校に係るものは、政令で定めるところにより、この会計に帰属するものとする。
- 5 この法律施行の際における大学及び学校資金（公債金特別会計法外四法律の廃止等に関する法律（昭和二十二年法律第四十二号）第十条第二項に規定する資金をいう。）は、政令で定めるところにより、この会計の積立金に組み入れるものとする。
- 6 第四項の規定によりこの会計に帰属した国有財産で、この法律施行後において引き続き一般会計の使用に供されるものについては、昭和三十九年度に限り無償として整理するものとする。
- 7 一般会計所属の国有財産を国立学校の用に供するため、この会計に所管換若しくは、所屬替（以下次項において「所管換等」という。）をし、又は使用させる場合においては、当分の間、無償として整理するものとする。
- 8 この会計において、前項の所管換等を受けた場合において、この会計所属の国有財産を当該所管換等をした各省各庁に係る一般会計所属

の行政財産とする必要があることにより所管換等をするときは、政令で定めるところにより、無償として整理することができる。

9 公債金特別会計法外四法律の廃止等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

10 退職職員に支給する退職手当支結の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「資金運用部特別会計」の下に「国立学校特別会計」を加える。

11 文部省設置法（昭和二十四年法律第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 国立学校特別会計の経理を行なうこと。

◎国立学校特別会計法施行令

政令第百十二号 昭和三十九年四月三日

内閣は、国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号）第十二条第一項、第十八条並びに附則第四項、第五項及び第八項並びに会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

(歳入歳出予定計算書等)

第一条 国立学校特別会計の歳入歳出予定計算書は、歳入にあつては、その性質に従つて、その金額を款項に区分し、更に各項の金額を各目に区分し、見積りの理由及び計算の基づくところを示し、歳出にあつては、その金額を事項別に区分し、経費要求の説明、当該事項に対する項の金額等を示さなければならない。

2 この会計の継続費要求書は、継続費について、事項ごとにその必要の理由を明らかにするとともに、その経費の総額、年割額、当該事項に対する項の金額等を示さなければならない。

3 この会計の繰越明許費要求書は、繰越明許費について、事項ごとにその必要の理由を明らかにするとともに、繰越しを必要とする経費の項の名称を示さなければならない。

4 この会計の国庫債務負担行為要求書は、国庫債務負担行為について、事項ごとにその必要の理由を明らかにし、かつ、これをする年度及び債務負担の限度額を明らかにし、また、必要に応じ、これに基づいて支出をすべき年度、年限又は年割額を示さなければならない。

5 この会計の歳入歳出予定計算書には、この会計の歳入歳出の予定全体に関する説明を附さなければならない。

6 この会計の歳入歳出予定計算書、継続費要求書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書は、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号。以下「令」という。）第十一条第五項の規定の例により、大蔵大臣に送付しなければならない。

7 前項に規定する書類には、予算総則に規定する必要がある事項に関する調査を添付しなければならない。

（歳入歳出予定額各目明細書）

第二条 文部大臣は、大蔵大臣の定めるところにより、歳入歳出予算に基づき歳入歳出予定額各目明細書を、継続費に基づき継続費予定額各目明細書を作成し、予算が国会に提出された後、直ちに大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項に規定する歳入歳出予定額各目明細書及び継続費予定額各目明細書は、各項の金額を各目に区分し必要に応じ、更に各目の金額を細分し、かつ、これらの計算の基づくところを示さなければならない。

3 前項の規定による目の区分及び各目の細分は、文部大臣が大蔵大臣に協議して定める。

（支払元受高）

第三条 この会計においては、当該年度の収納済歳入額並びに国立学校特別会計法（以下「法」という。）第九条第一項の規定による一時借入金及び繰替金をもって支払元受高とし、歳出を支出するには、この支払元受高を超過することができない。

（積立金の繰替え使用）

第四条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、文部大臣は、大蔵大臣の承認を経て、積立金に属する現金を前条の支払元受高に繰り替えて使用することができる。

2 前項の規定により繰替え使用をした金額は、当該年度の出納の完結までに返還しなければならない。

（資金の前渡）

第五条 支出官は、隔地に置かれている国立大学の学部、国立大学に附置された研究所、国立大学の学部附属して設置された病院その他国立学校の施設で大蔵大臣の指定するものに係る経費のうち、燃料費、光熱水料、食糧費、医療費及び教育研究用の機械器具購入費については、所属の出納官吏に資金の前渡をすることができる。

（積立金の積立て）

第六条 法第十二条第一項の規定による積立金の積立ては、毎会計年度の決算上の剰余金について、当該年度の収納済額が歳入予算の額をこえている場合において当該こえた金額（予算総則で定めるところにより、経費の増加に充てられることとされた金額があるときは、当該こえた金額から、経費の増加に充てられることとされた金額を控除した金額に相当する金額）を限度して行なうものとする。

2 前項の積立金の計算に関する細目は、文部大臣が大蔵大臣に協議して定める。

（歳入歳出決定計算書の送付期限）

第七条 この会計の歳入歳出決定計算書及び債務に関する計算書は、翌年度の七月三十一日までに、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 この会計の継続費決算報告書は、当該継続費の年割額の最後の支出の属する年度の歳入歳出決定計算書とともに大蔵大臣に送付しなければならない。

（委任経理の実施細目）

第八条 法第十七条の規定による委任経理に関し必要な事項は、文部大臣が大蔵大臣に協議して定める。

(文部省の帳簿)

第九条 文部省においては、日記簿、原簿及び補助簿を備え、この会計に関する一切の計算を登記しなければならない。

第十条 文部省においては、前条及び令第三百三十条に規定する帳簿のほか、支払元受高差引簿を備え、これに支払元受高、支出済歳出額及び残額を登記しなければならない。

(支出官の帳簿)

第十一条 支出官は、令第三百三十三條及び第三百三十四條に規定する帳簿のほか、支払元受高差引簿を備え、これに支払元受高、支出済歳出額及び残額を登記しなければならない。

(帳簿の様式及び記入の方法)

第十二条 前三条に規定する帳簿の様式及び記入の方法は、大蔵大臣が定める。

附 則

1 この政令は 公布の日から施行し、昭和三十九年度の予算から適用する。

2 法附則第四項の規定によりこの会計に帰属する資産及び負債の範囲、帰属の時期その他帰属に関し必要な事項は、文部大臣が大蔵大臣に協議して定める。

3 法附則第五項の規定による大学及び学校資金のこの会計の積立金への組入れは、昭和三十九年四月三十日に行なうものとする。

4 法附則第八項の所管換等は、法附則第七項の所管換等とおおむね同一の時期に行なう場合に限り、かつ、同項の規定によりこの会計において所管換等を受けた財産の価額に文部等臣が大蔵大臣に協議して定める金額を加算した金額の範囲内においてすることができる。

5 大学及び学校資金の運用等に関する政令(昭和二十三年政令第六十号)は、昭和三十九年五月一日に廃止する。

6 国有財産法施行令(昭和二十三年政令第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

二十三 国立学校特別会計

7 文部省組織令(昭和二十七年政令第三百八十七号)の一部を次のように改正する。

第四条中第六号を七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 国立学校特別会計の経理を行なうこと。

昭和三九、四文部省令第十四号をもって、国立学校特別会計法施行令第八条の規定に基づき、奨学寄附金委任経理事務取扱規則が次のように定められた。

奨学寄附金委任経理事務取扱規則

文部省令第十四号 昭和三十九年四月二十三日

(趣旨)

第一条 国立学校(国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)第二条第一項に規定する国立学校及び国立工業教員養成所の設置等に關する臨時措置法(昭和三十六年法律第八十七号)第三条第一項に規定する国立工業教員養成所をいう。以下同じ)における国立学校特別会計法(昭和三十九年法律第五十五号)第十七条の規定による奨学を目的とする寄附金(以下「奨学寄附金」という)の交付及び経理については、他の法令で定めるもののほか、この省令の定めるところによる。(奨学寄附金の交付及び経理の委任)

第二条 文部大臣は、奨学寄附金で次の各号に掲げる経費に充てるべきものは、当該金額を關係の国立学校の長(当該国立学校が併設又は附置されるものであるときは、当該併設又は附置する国立学校の長をいう)に交付し、その経理を委任するものとする。

一、学生又は生徒に貸与又は結与する学資

二、学生又は生徒に貸与又は給与する図書、機械、器具及び標本等の購入費

三、学術研究に要する経費

四、前各号に掲げるもののほか、教育研究の奨励を目的とする経費

2 文部大臣は、前項の規定による交付をするときは、その経費の使途

を明らかにしてするものとする。

(出細官吏の任命)

第三条 前条第一項の規定により経理を委任された国立学校の長(以下「国立学校の長」という)は、出納官吏を命じ、前条の規定により交付を受けた現金(以下「委任経理金」という)の出納保管をさせなければならぬ。

(委任経理金の受払)

第四条 出納官吏の行なう委任経理金の受入れ及び払出しは、国立学校の長の命令に基づいて行なわなければならない。

(委任経理金の使途及びその変更等)

第五条 国立学校の長は、委任経理金の交付を受けたときは、第二條第二項の規定により示された使途に使用しなければならない。ただし、当該使途に使用することができないこととなつた場合においては、文部大臣の承認を得て、使用することができなくなつた委任経理金を他の奨学の使途に使用し又は他の国立学校に移し換えることができる。

(委任経理金の保管等)

第六条 委任経理金は、国立学校の長が指定する銀行又は郵政官署に預託しなければならない。この場合において預託により生じた利子は、委任経理金の増加に充てるものとする。

◎ 学校に関する特別会計法の比較大要

要項	法律名	公布年	設置	管	理
国立学校特別会計法	昭和三五、四、法律第五五号	国立学校の充実に資するとともに経理の明確化のための特別会計	文部大臣	歳入は、一般会計歳入金、授業料、検定料、入院料、積立金からの受入金、借入金、財産処分収入	歳入は、政府支出金、資金利子、授業料、寄附金その他の収入
学校特別会計法	昭和一九、二、法律第九号	帝国大学その他の官立大学及文部省直轄諸学校を通じた特別会計	帝国大学は各別に、官立大学は通じた特別会計	歳入は、政府支出金、資金利子、授業料、寄附金その他の収入	歳入は、政府支出金、資金利子、授業料、寄附金その他の収入
大学特別会計法	大正一〇、三、法律第十一号	帝国大学は各別に、官立大学は通じた特別会計	帝国大学は各別に、官立大学は通じた特別会計	歳入は、政府支出金、資金利子、授業料、寄附金その他の収入	歳入は、政府支出金、資金利子、授業料、寄附金その他の収入
帝国大学特別会計法	明治四〇、三、法律第十九号	東京、京都、東北、九州、北海道帝国大学は各別の特別会計	東京、京都、東北、九州、北海道帝国大学は各別の特別会計	歳入は、政府支出金、資金利子、授業料、寄附金その他の収入	歳入は、政府支出金、資金利子、授業料、寄附金その他の収入
学校及図書館特別会計法	明治四〇、三、法律第二十三号	文部省直轄学校及帝国図書館を通じた特別会計	文部省直轄学校及帝国図書館を通じた特別会計	歳入は、政府支出金、資金利子、授業料、寄附金その他の収入	歳入は、政府支出金、資金利子、授業料、寄附金その他の収入
官立学校図書館会計法	明治二三、三、法律第二十六号	文部省直轄諸学校及文部省並農商務省所管東京農林学校は特別会計を立てる	文部省直轄諸学校及文部省並農商務省所管東京農林学校は特別会計を立てる	歳入は、政府支出金、資金利子、授業料、寄附金その他の収入	歳入は、政府支出金、資金利子、授業料、寄附金その他の収入
文部省直轄諸学校収入金規則	明治二一、四、勅令第十九号	(学校資金蓄積の令)	(学校資金蓄積の令)	授業料、試験料、証明料その他の収入金は蓄積して基金となす該年度収入とまで経費に充てることを得	授業料、試験料、証明料その他の収入金は蓄積して基金となす該年度収入とまで経費に充てることを得

(委任経理金受払報告書)

第七条 国立学校の長は、毎会計年度、その経理に係る委任経理金について、別紙様式による委任経理金受払報告書を作成し、翌年度の五月三十一日までに文部大臣に提出しなければならない。

附則

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月三日から適用する。

2 奨学寄附金委任経理事務取扱規則(昭和三十八年大蔵省令第一号)は、廃止する。

3 昭和三十九年四月三日において、現に廃止前の奨学寄附金委任経理事務取扱規則の規定により国立学校の長にその経理を委任されている奨学寄附金の支払残額は、第二條の規定により交付されたものとみなす。(様式省略)

今回の国立学校特別会計法と昔時に施行された学校に関する特別会計法等との大要に関し、次のように比較を試みた。明治二十一年の「勅令文部省直轄諸学校収入金規則」は学校自体の収入を蓄積し資金を造成することの勅令であつて、その後官立学校が特別会計に移行するための予備法令と云つたものであろう。

予備費	積立金
法文にはないが 上設定	限度額は予算をもつて 国会の議決 歳入歳出の決算上 歳入歳出の積立金と して歳入組入の財源と する
設定 両帝国大学に適用 但東京、京都	
設定 両帝国大学に適用 但東京、京都	

三、会 計 報 告

昭和38年度 (自昭和38年 4月1日)
至昭和39年 3月31日) 決算

国立大学協会

科 目	当初予算額	予算現額	決 算 額	予算現額と決 算額との比較	摘 要
歳 入 の 部	円 6,999,000	円 6,999,000	円 7,076,360	円 77,360	
1. 会 費	6,618,000	6,618,000	6,618,000	0	
2. 預金利子	60,000	60,000	136,995	76,995	
3. 前年度繰越額	321,000	321,000	321,365	365	
歳 出 の 部	6,999,000	6,999,000	4,382,837	2,616,163	
A 事業費	3,699,500	3,699,500	2,631,461	1,068,039	
1. 総 会 費	800,000	800,000	772,195	27,805	第29、30、31回総会（3回分） {会報第23号、24号発行 調査研究費より流用増2万円 会報発行費へ流用減2万円
2. 運営協議会費	1,200,000	1,200,000	713,252	486,748	
3. 役員会費	49,500	49,500	47,866	1,634	
4. 委員会費	500,000	500,000	118,902	381,098	
5. 会報発行費	150,000	170,000	167,352	2,648	
6. 調査研究費	1,000,000	980,000	811,894	168,106	
B 事務費	2,170,000	2,170,000	1,751,376	418,624	
1. 諸 給 与	1,600,000	1,600,000	1,306,592	293,408	印刷費より流用増4万円 {1. 備品費へ流用減4万円 2. 通信費へ流用減1万円 印刷費より流用増1万円
2. 備 品 費	120,000	160,000	158,090	1,910	
3. 借 用 料	80,000	80,000	62,740	17,260	
4. 消 耗 品 費	50,000	50,000	49,141	859	
5. 印 刷 費	100,000	50,000	28,200	21,800	
6. 通 信 費	100,000	110,000	102,473	7,527	
7. 旅 費	70,000	70,000	19,955	50,045	
8. 庁用諸費	50,000	50,000	24,185	25,815	
C 予 備 費	1,129,500	1,129,500	0	1,129,500	
翌年度へ繰越額	0	0	2,693,523	2,693,523	

財 産 目 録

(昭和39年3月31日現在)

1. 資金現在額	
(1) 普通預金	1,193,523 円
(2) 定期預金(50万円3口)	1,500,000 円
会 計	2,693,523 円
2. 備品台帳総計額	
公印、書庫、書棚、謄写版、石油ストーブ、コンロ、窓日除、書籍、和文タイプライター、 テーブルコーダー、東芝セーム謄写機等	
合 計	38 点 283,670 円

昭和39年度（自昭和39年4月1日） 予算案
至昭和40年3月31日

国立大学協会

科 目	金 額	摘 要
歳入の部	9,451,000 ^円	
1. 会 費	6,618,000	72大学合計額（昭和38年度と同額）
2. 預金利子	140,000	定期、普通預金利子
3. 前年度繰越額	2,693,000	
歳出の部	9,451,000	
A 事業費	3,699,000	
1. 総会費	800,000	1回40万円（懇親会、弁当茶菓等を含む） 年2回分
2. 運営協議会費	1,200,000	大学運営協議会に要する会議費、諸手当等を含む
3. 役員会費	99,000	役員等33人、1人1,000円1回33,000円 年3回分
4. 委員会費	400,000	委員等20人、1人1,000円1回20,000円 年20回分
5. 会報発行費	200,000	1回10万円（600部） 年2回分
6. 調査研究費	1,000,000	委員会等調査および研究に要する費用（手当、車代、旅費等）
B 事務費	4,150,000	
1. 諸給与	2,600,000	給料、賞与、昇給等を含む、事務職員2人増員（現在4人）
2. 備品費	500,000	机、椅子、ロッカー等購入
3. 借用料	500,000	事務局と分室、総会場等借用
4. 消耗品費	100,000	事務用品（文房具、インキ、封筒、印刷用紙等）
5. 印刷費	50,000	会報及び調査研究以外の諸印刷
6. 通信費	200,000	郵便、電信、電話料金等
7. 旅費	100,000	都内出張を含む
8. 庁用諸費	100,000	石油ストーブ燃料、図書、新聞、修繕、茶など
C 予備費	1,602,000	大部分翌年度に繰越して、年度当初の諸費、退職積立、社会保険金等に充当する

四、彙報

1 国立大学協会会則

第一章 総則

第一条 本会は、国立大学協会と称する。

第二条 本会は、国立大学相互の緊密な連絡と協力により、その振興に寄与することを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達するために、次の事業を行なう。

一 国立大学の振興につき必要な調査研究

二 教授及び研究上における大学相互の協力援助に関する事項

三 その他本会の目的達成に必要な事項

第四条 本会の事務所は、東京都東京大学構内に置く。

第二章 会員

第五条 本会は、国立大学を会員として組織する。

第三章 役員

第六条 本会に、次の役員を置く。

一 会長 一人

二 副会長 二人

三 理事 事 二十一人（会長、副会長を含む）

四 監事 二人

第七条 理事および監事は、総会で会員の互選により定める。

2 会長および副会長は、理事の互選により定める。

第八条 役員の仕事は次のように定める。

一 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

三 理事は、理事会を組織し、本会運営に関する事項を処理する。

四 監事は、会計を監査する。

第九条 役員の仕事は二年とする。但し、再選することができる。

2 補欠によって就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第四章 会議

第十条 本会の会議は、総会および理事会とする。

2 総会および理事会は、それぞれの総員の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

3 議事はすべて出席者の過半数で定める。

第十一条 総会は、毎年一回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときまたは会員十名以上から要求があったときは、会長は、臨時に総会を招集することができる。

2 会長は、総会の議長となる。

第十二条 理事会は毎年二回以上会長が招集する。

2 会長は、理事会の議長となる。

第十三条 特別の事項を調査研究するため必要があるときは、会長は、理事会の議を経て、特別委員会を設けることができる。

第十四条の二 大学運営協議会

第十三条の二 本会に大学運営協議会を置く。

第十四条の二 本会に大学運営協議会を置く。

第十五条 本会の経費は、会費その他の収入をもつてあてる。

第十六条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日

で終る。

第十七条 本会の経費は、会費その他の収入をもつてあてる。

第十八条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日

で終る。

第十九条 本会の経費は、会費その他の収入をもつてあてる。

第二十条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日

で終る。

第二十一条 本会の経費は、会費その他の収入をもつてあてる。

第二十二条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日

で終る。

第二十三条 本会の経費は、会費その他の収入をもつてあてる。

第二十四条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日

で終る。

第二十五条 本会の経費は、会費その他の収入をもつてあてる。

第二十六条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日

で終る。

第二十七条 本会の経費は、会費その他の収入をもつてあてる。

この改正は、昭和三十八年二月二十八日から施行する。

2 大学運営協議会規程

国立大学の管理運営は、本来、大学自治の原則に基づき、各大学自らの責任において行なわれるべきものである。しかし、大学が内外の複雑困難な条件のもとで多様な問題に直面しているとき、大学の管理運営をさらに適切ならしめ、大学に課せられた使命をよりよく達成するため、すべての国立大学が共同連帯の意識をもって相互に協力すること、大学の社会的責任を果たす途であり、また、大学の自治を真に活かすゆえんである。この趣旨に基づき、国立大学協会は、国立大学相互の緊密な連絡と協力を一層促進し、大学の管理運営について有効適切な方策を講ずるための組織として、ここに大学運営協議会を設置する。

大学運営協議会は、すべての国立大学の自主的な協力を基礎とし、各大学の自治を充分に尊重して運営されなければならない。

大学運営協議会の活動を円滑有効にするためには、各大学があらゆる適当な方法、とくにそれぞれの地域における連絡・協議等によって、常に相互の協力を努めることが望ましい。大学運営協議会の任務は、このような大学の協力を前提として達成されるものである。

(協議会)

第一条 国立大学協会員第十三条の二に規定する大学運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営については、この規程の定めるところによる。

(任務)

第二条 協議会は、左の事項を任務とする。

- 一 国立大学の管理運営の改善に寄与すること。
- 二 国立大学にその内部では解決することの困難な問題が生じた場合に、その大学の自主的な解決に助力すること。

(管理運営の改善)

第三条 協議会は、国立大学の管理運営の改善に寄与するため、左の事

項を行なう。

- 一 大学の管理運営に関する内外の資料を収集し、これを整理すること。

二 国立大学の管理運営の改善に資するための方策を研究すること。

- 2 前項の資料及び方策は、国立大学が自主的に管理運営の改善を行なうための参考に供する。

- 3 協議会は、必要があるときは、国立大学の管理運営に関して、ひろく各方面の意見をきき又は各方面に意見を述べることができ。

(問題解決の助力)

第四条 協議会は、国立大学にその内部では解決することの困難な問題が生じたときは、その大学による自主的な解決を促進するために有効かつ適切とみとめられる助言その他の方法を講ずることによってその解決に助力する。

- 2 協議会は、実情を明らかにするため必要があるときは、関係者から事情をきき又は報告を求めることができる。

- 3 協議会は、必要があると認めるときは、助力の経過を国立大学協会の総会に報告し、その意見をきくことができる。

(助力の趣旨)

第五条 協議会が前条の助力を行なうにあたっては、前文の精神にしたがい、当該大学の自主性を充分に尊重することを要し、いやくもその自治を侵害するようなことがあってはならない。

(助力の開始)

第六条 第四条の助力は、当該大学の正規の手續を経た学長の申出に基づいて行なう。

- 2 前項による場合のほか、協議会は、前文及び前条の精神に基づき、事態を慎重に考慮した上、とくに必要があると認めるときは、第四条の助力を行なうことができる。

(協議会の委員)

第七条 協議会は、左の委員で構成する。

- 一 国立大学協会の会長及び副会長

二 常置特別委員会の委員長

三 各地区の国立大学によって互選された大学の学長

2 国立大学協会長たる委員は、協議会の委員長となる。

3 第一項第三号の地区別及び各地区の定員は、別表に定めるところによる。

4 第一項第三号に規定する委員については、左の例による。

一 任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

二 委員が任期中に当該大学の学長でなくなつたときは、その後任の学長が委員となる。

三 同一の大学の学長は、引き続き委員となることができない。ただし、補欠の委員であつた場合は、この限りでない。

(臨時委員及び専門委員)

第八条 協議会は、臨時委員又は専門委員を置くことができる。

2 臨時委員は、国立大学の学長又は教員の中から選任する。臨時委員は、前条に規定する委員と同一の権限を有する。

3 専門委員は、国立大学の教職員の中から選任する。

(小委員会)

第九条 協議会は、特定の事項を処理するため必要があるときは、小委員会を設けることができる。

(委員の職務の辞退)

第十条 第二条第二号に規定する任務に関しては、利害関係を有する委員は、職務を行なうことを辞退しなければならない。

(実施に関する細則)

第十一条 この規程の実施に関し必要な事項は、協議会の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和三十八年二月二十八日から施行する。

別表

地区別	所属国立大学名	定員
北海道 東北	北海道大学、北海道学芸大学、室蘭工業大学、小樽商科大学、帯広畜産大学、弘前大学、岩手大学、東北大学、秋田大学、山形大学、福島大学	一
関東 甲信越	茨城大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京大学、東京農工大学、東京芸術大学、東京教育大学、東京工業大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、一橋大学、東京医科歯科大学、東京水産大学、東京商船大学、横浜国立大学、新潟大学、山梨大学、信州大学	二
中部	富山大学、金沢大学、福井大学、岐阜大学、静岡大学、名古屋大学、愛知学芸大学、名古屋工業大学、三重大学	一
近畿	滋賀大学、京都学芸大学、京都大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、大阪学芸大学、大阪外国語大学、神戸大学、神戸商船大学、奈良学芸大学、奈良女子大学、和歌山大学	一
中国 四国	鳥取大学、島根大学、岡山大学、広島大学、山口大学、徳島大学、香川大学、愛媛大学、高知大学	一
九州	福岡学芸大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学	一

○了解事項
大学運営協議会規程第四条第一項の「助言その他の方法」は、助言を超える強力な活動を行なう趣旨ではない。

3 大学運営協議会規程実施細則

(招集)

第一条 国立大学協会会則第十三条の二に規定する大学運営協議会（以下「協議会」という）は、毎年二回以上、委員長が招集する。

2 前項で定めるもののほか、三人以上の委員（臨時委員を含む。以下同じ）の請求があったとき、または第八条第二項により学長の申出が地区選出委員を経由してなされた場合において、その委員の請求があったときは、委員長は協議会を招集しなければならない。

(議長)

第二条 委員長は、協議会の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(定足数)

第三条 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 大学運営協議会規程（以下「規程」という）第十条の規定により、委員の職務を辞退する委員の数は、委員の数にぞええない。

3 規程第十条の規定により、委員が辞退しなければならないとき、委員が利害関係を有するかどうかは、協議会の決するところによる。当該委員は、この議決に加わることができない。

(表決)

第四条 議決は、出席委員の過半数の同意を必要とする。

(定足数と表決の特例)

第五条 規程第四条第三項の定める措置および規程第六条第二項に定める助力の開始については、第三条第一項および前条の規定にかかわらず、委員の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意がなければならぬ。

(委員の欠席)

第六条 委員は、病気その他の事由によって協議会に出席することができないときは、その旨を委員長に通知しなければならない。

2 委員（臨時委員を除く）が前項の事由により欠席する場合は、委員長の承認をえて代理人を出席させることができる。

(議事の非公開)

第七条 協議会の議事は、これを公開しない。

(学長の申出)

第八条 規程第六条第一項の定めによる学長の申出が学長名義の公文書によってなされたときは、これを正規の手続を経たものとする。

2 前項の申出は、特別の事情のあるときのほか、当該大学の所属する地区から選出された委員を経由して行なうものとする。

(臨時委員)

第九条 臨時委員は、協議会がこれを選任する。

2 臨時委員の任期は、二年とする。ただし、規程第二条第二号に掲げる事項を処理するために選任された臨時委員の任期については、協議会が、適宜にこれを定めることができる。

(専門委員)

第十条 専門委員は、協議会がこれを選任する。

2 専門委員は協議会の指定する特定の事項を処理するため、協議会または小委員を補佐する。

3 専門委員は、前項により指定された事項の処理がおわったときに、解任される。

(小委員会)

第十一条 小委員会委員は、協議会の委員のうちから、協議会が選任する。

2 小委員会には、小委員会委員長をおく。小委員会委員長は、小委員会委員が互選する。

3 小委員会には、その性質に反しないかぎり、協議会に関する規定を準用する。

この細則は、昭和三十八年九月二十七日から施行する。

4 国立大学協会役員一覧表

会 長 (理事)	副 会 長 ()	副 会 長 ()	理 事	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	大 河 内 一 男 (東 京 大)	奥 田 東 京 大	本 田 弘 人 (熊 本 大)	杉 野 目 晴 貞 (北 海 道 大)	石 津 照 璽 (東 北 大)	渡 辺 万 次 郎 (秋 田 大)	伊 藤 辰 治 (新 潟 大)	大 山 義 年 (東 京 工 業 大)	黒 沢 清 (横 浜 国 立 大)	三 輪 雄 (東 京 教 育 大)	高 橋 正 頭 (東 京 学 芸 大)	石 橋 雅 義 (金 沢 大)	四 方 博 (岐 阜 大)	篠 原 卯 吉 (名 古 屋 大)	赤 堀 四 郎 (大 阪 大)	小 牧 実 繁 (滋 賀 大)	皇 至 道 (広 島 大)	三 浦 百 重 (鳥 取 大)	香 川 冬 夫 (愛 媛 大)	遠 城 宗 徳 (九 州 大)	福 田 志 鹿 児 島 大	増 田 得 郎 (一 橋 大)	柚 木 四 馨 (神 戸 大)
----------------	--------------------	--------------------	--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	-----------------------	-----------------------------------	---	-----------------------------------	--	-----------------------------------	---	--	--	---	-----------------------------------	------------------------------	--	-----------------------------------	-----------------------------------	------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	---------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------

5 各常置委員会一覧表

○第一常置委員会(大学の組織、制度に関する問題)

委員 長	委員	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	石 橋 雅 義 (金 沢 大)	大 山 義 年 (東 京 工 大)	三 村 一 (信 州 大)	福 田 邦 三 (山 梨 大)	久 米 又 三 (お 茶 の 水 女 子 大)	野 村 武 衛 (三 重 大)	香 川 冬 夫 (愛 媛 大)	市 川 禎 治 (山 口 大)	田 中 定 佐 賀 大	渡 辺 万 次 郎 (秋 田 大)	篠 崎 平 馬 (山 形 大)	加 茂 儀 一 (小 樽 商 科 大)	樋 口 盛 一 (岩 手 大)	斉 藤 利 三 郎 (和 歌 山 大)	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	黒 沢 清 (横 浜 国 立 大)	石 津 照 璽 (東 北 大)	藤 岡 由 夫 (埼 玉 大)	長 谷 秀 治 (群 馬 大)	伊 藤 辰 治 (新 潟 大)	小 川 芳 男 (東 京 外 語 大)	久 保 佐 土 美 (高 知 大)	大 倉 三 郎 (京 都 工 芸 繊 維 大)	谷 川 久 治 (千 葉 大)	皇 至 道 (広 島 大)
---------	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-----------------------------------	--	------------------------------	-----------------------------------	---	-----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	----------------------------	--	-----------------------------------	---	-----------------------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	-----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	---	--	---	-----------------------------------	------------------------------

○第二常置委員会(学科課程、入学試験などに関する問題)

(順不同)

○第三常置委員会(学生の補導に関する問題)

委員長 岩村 岳(宮崎大)
委員 都崎 雅之助(茨城大)
委員 児玉 桂三(徳島大)
委員 大坪 喜久太郎(室蘭工大)

○第四常置委員会(学生の厚生に関する問題)

委員長 遠城寺 宗徳(九州大)
委員 浅井 栄資(東京商船大)
委員 関根 隆(東京水産大)
委員 水野 敏雄(島根大)
委員 岡田 正弘(東京医科歯科大)
委員 横田 嘉右衛門(富山大)
委員 佐藤 照弘(前大)
委員 和泉 成之(長崎大)

○第五常置委員会(大学間の協力に関する問題)

委員長 赤堀 四郎(大阪大)
委員 小塚 新一郎(東京芸術大)
委員 佐藤 知雄(名古屋工大)
委員 落合 太郎(奈良女子大)
委員 渡辺 寧(静岡岡大)
委員 赤木 五郎(岡山山大)
委員 松平 正寿(電気通信大)
委員 四方 博(岐阜大)

○第六常置委員会(大学財政に関する問題)

委員長 杉野目 晴貞(北海道大)

○第七常置委員会(教員養成に関する問題)

委員長 高坂 正顕(東京学芸大)
委員 北川 久五郎(大阪学芸大)
委員 城戸 幡太郎(北海道学芸大)
委員 野尻 重雄(京都学芸大)
委員 小木 曾公(愛知学芸大)
委員 稻荷山 資生(奈良学芸大)
委員 玖村 敏雄(福岡学芸大)
委員 草場 勇(大分大)

6 組織整備特別委員会委員、専門委員表

委員長	横滨国立大学長	黒沢 清
委員	東京大学長	大河内 一男
委員	京都大学長	奥田 弘
委員	熊本大学長	本田 弘
委員	北海道大学長	杉野目 晴貞
委員	北海道・東北地区 一橋大学長	増田 四郎
委員	関東・甲信越地区 福井大学長	藤野 清久
委員	中部地区 神戸大学長	柚木 馨
委員	近畿地区	

中・四国地区
九州地区

鳥取大学長
九州大学長
東京大学教授
遠城寺 宗百
三浦 重
辻 清
雄川 一
田上 穰
青野 寿郎

東京教育大学教授
一橋大学教授

青野 寿郎
田上 穰
雄川 一
辻 清
遠城寺 宗百
三浦 重

7 一般教育特別委員会

委員長
委員

本 田 弘
三 村 弘
香 川 冬
樋 口 盛
皇 至
伊 藤 辰
大 倉 三
小 塚 新一
赤 城 五
四 方 博
博 (岐 大)

8 学生急増対策特別委員会

委員長
委員

奥 田 東
本 田 弘
石 橋 雅
黒 沢 清
都 崎 雅
遠 城 宗
赤 堀 四
杉 野 晴
杉 野 貞
大 (北海道 大)

9 新設大学拡充特別委員会

委員長
委員

高 坂 正
谷 川 久
高 坂 正
頭 (東京学芸大)
治 (千葉大)
藤岡 由夫 (埼玉大)
服部 英太郎 (福島大)
長谷川 秀治 (群馬大)
高 坂 正
黒 沢 辰
伊 藤 雅
石 橋 雅
渡 辺 雅
赤 木 五
香 川 冬
香 川 冬
夫 (愛媛大)

10 大学運営協議会委員、臨時委員、専門委員表

委員長
副会長
委員

東京大学長
京都大学長
熊本大学長
金沢大学長
横浜国立大学長
茨城大学長
九州大学長
大阪大学長
北海道大学長
東京学芸大学長
小樽商科大学長
大河内 一男
奥 田 弘
本 田 弘
石 橋 雅
黒 沢 清
都 崎 雅
遠 城 宗
赤 堀 四
杉 野 晴
高 坂 貞
加 茂 儀
大 (北海道 大)

臨時委員	關東・甲信越地区	埼玉大学長	藤岡由夫
"	"	電氣通信大学長	松平正衛
"	中部地区	三重大学長	野村武繁
"	近畿地区	滋賀大学長	小牧実三
"	中・四国地区	徳島大学長	児玉桂三
"	九州地区	鹿児島大学長	福田得志
臨時委員		東京大学教授	石井照久
"		"	大塚久雄
"		京都大学教授	桑原武夫
"		"	加藤新平
専門委員		東京大学教授	伊藤正己
"		"	大内藤正

11 大学運営協議会小委員会 (問題点検討)

委員長	東京大学長	大河内一男
委員	京都大学長	奥田弘東
"	熊本大学長	本田雅人
"	金沢大学長	石橋雅義
"	北海道大学長	杉野晴貞
"	埼玉大学長	藤岡由夫
臨時委員	東京大学教授	石井照久
"	"	大塚久雄
"	京都大学教授	桑原武夫
"	"	加藤新平
専門委員	東京大学法学部教授	伊藤正己
"	東京大学経済学部教授	大内藤正

12 第六常置委員会小委員会 (特別会計制度) 委員・専門委員表

委員長	北海道大学長	杉野目晴貞
委員	東京大学長	大河内一男
"	京都大学長	奥田弘東
"	熊本大学長	本田四郎
"	一橋大学長	増田清隆
"	横浜国立大学長	黒沢四郎
"	東京大学教授	武田隆夫
専門委員		遠藤清吉
"		辻川明
"		雄川一郎
"	一橋大学教授	木村元一

13 第六常置委員会小委員会 (給与制度改善) 委員・専門委員表

委員長	北海道大学長	杉野目晴貞
委員	福島大学長	服部英太郎
"	一橋大学長	増田四郎
専門委員	東京大学教授	有田四郎
"	"	隅谷三喜男
"	"	加藤一郎

14 各専門委員一覽表

○第三常置委員会専門委員

星 光 一 北海道大学学生部長

標記の要望書提出については、会報第二十四号第三十頁に掲載、その提出先も示してあるが、なお、同年十一月十五日に左記宛提出した。

大蔵大臣	田中角栄
政務次官	額弥三
政務次官	斎藤邦吉
事務次官	石野信一
主計局長	佐藤一郎
主計局次長	中尾博之
主計官	赤羽桂
人事院総裁	佐藤達夫
事務総長	藤井貞夫
人事官	佐藤正典
人事官	神田五雄

要望書提出について

第三十回総会（昭和三十八年十一月七日、八日両日開催）において協議採択された諸般の要望事項は、左記および別表の通り、それぞれ文部省、大蔵省、人事院の関係官等に提出いたしましたので、ご了承願います。なお、本件については、国大協庶第二四七号昭和三十八年十二月十二日茅前会長から各大学長宛通知済であります。

記

- (A) 大学院および大学の奨学制度の拡充について
- (B) 大学保健管理体制の改善整備について
- (C) 大学院研究科増設について
- (D) 一、教官研究費の増額について
- 二、国立文教施設整備費の増額について
- 三、学生経費の増額について
- (E) 学長、学部長、部局長、教官の待遇改善について

○第四常置委員会専門委員

村上 恵一	東北大学
小林 龍男	千葉大学
長谷川 修一	東京大学
京野 季吉	東京教育大学
山岡 亮一	京都大学
山田 和麻呂	名古屋大学
浅川 淑彦	広島大学
林 迪広	九州大学
坂井 望	茨城大学
田原 節夫	鳥取大学

○第五常置委員会専門委員

村尾 誠	東京大学学生保健診療所長
宮田 尚之	京都大学保健診療所長
佐々木 志郎	北海道大学事務局保健課長
長谷川 修一	東京大学学生部長
河部 利夫	東京外国語大学学生部長
鬼山 信一	東京水産大学事務局長
小倉 学	茨城大学助教授

○第六常置委員会専門委員

扇谷 尚	大阪大学教授
鶴田 酒造雄	東京大学事務局長
原 敏夫	東京工業大学
宮崎 蔚	東京教育大学
錦織 武	一橋大学

15 要望書の提出

大学保健管理の制度化について（昭和三十八年六月二十、二十一両日開催、本協会第二十九回総会において採択された要望書）

備考

1、茅会長、杉野目委員長、高橋一橋大学長が同行（十二月六日）、
 灘尾文部大臣、額綱大蔵政務次官、石野大蔵事務次官、佐藤主計局
 長、中尾主計局次長、赤羽主計官（文部省担当）、および佐藤人事
 院総裁、佐藤人事官には、それぞれ面接懇談要望書を提出いたしま
 した。

2、赤堀委員長、渡辺、四方、小塚、佐藤、松平委員六名が同行（十
 二月六日）、内藤文部事務次官、小林大学術局長、蒲生官房長、
 赤羽主計官にそれぞれ要望書(C)提出について面接懇談を遂げまし
 た。

3、要望書(B)は、遠城寺委員長からの連絡に基づき十一月十五日に、
 文部省、大蔵省、人事院に対し早期に当事務局よりそれぞれ持参提
 出したしました。

4、自由民主党政務調査会長、衆、参両院文教委員長に対しては、十
 二月中旬提出しました。

5、森戸日本育英会会長には、要望書(A)のみ郵送しておきました（十
 二月六日）。

要望書提出先	要望書種別
文部大臣	灘尾弘吉 A B C D E
事務次官	内藤誉三郎 A B C D E
政務次官	八木徹雄 A B C D E
大学術局長	小林行雄 A B C D E
官房長	蒲生芳郎 A B C D E
人事課長	安達健二 A B C D E
会計課長	安嶋弥 A B C D E
大学課長	井内慶次郎 A B C D E
学生課長	笠木三郎 A B C D E
教育施設部長	中尾龍彦 A B C D E
大蔵大臣	田中角栄 A B C D E
事務次官	石野信一 A B C D E

政務次官	額綱弥三 A B C D E
政務次官	斎藤邦吉 A B C D E
主計局長	佐藤一郎 A B C D E
主計局次長	中尾博之 A B C D E
主計官	赤羽桂 A B C D E
人事院総裁	佐藤達夫 B E
人事総長	藤井貞夫 B E
人事官	佐藤正典 B E
人事官	神田五雄 B E
自由民主党政務調査会長	三木武夫 A B C D
衆議院文教委員長	久野忠治 A B C D
参議院文教委員長	中野文門 A B C D
日本育英会会長	森戸辰男 A B C D

要望書

国立大学協会は、昭和三十八年十一月七日、八日、第三十回総会を開
 き、国立大学の当面する諸問題について討議しましたが、同総会の決議
 に基づき、次の事項の実現方について要望します。

記

大学院および大学の奨学制度の拡充について
 優秀な資質の学生を大学院に進学させ、高度の教育を授けることは、
 教育の機会均等の実現であるばかりでなく、我が国の学術文化さらに社
 会全般の限らない発展を可能ならしめるものとして、国家的要請であり
 ます。これを保障するため、大学および大学院の学生に対する奨学金制
 度は、過去十数年の間に漸次改善されてきましたが、近年の社会および
 大学の急速な発展を考慮するとき、現状はなお、この課題に十分に対処
 しているとは言いがたいものがあります。

学生生活における経済的負担は、今日なお相当に過重であり、安定し
 た修学を妨げるばかりでなく、経済的理由によって大学および大学院へ
 の進学を断念する学生は相当数にのぼり、殊に、大学院学生については

そのため、学術研究の次代の優秀な後継者を確保しえない状態にあります。このような状態は将来の我が国の学術・文化の進歩の上から放置し得ないところであります。

ここにおいて、大学および大学院の学生に対する奨学金を充実し、安定した修学を保障しうるような額に高めるとともに、特に大学院に優秀な人材を確保しうるよう、その支給対象人員の拡大を図ることが急務であると考えられます。

よって、このことについて緊急に適切な措置を講ぜられるよう強く要望します。

昭和三十八年十二月 日

国立大学協会
会長 茅 誠 司

要 望 書

国立大学協会は、昭和三十八年十一月七日、八日、第三十回総会を開き、国立大学の当面する諸問題について討議しましたが、同総会の決議に基づき、次の事項の実現方について要望します。

記

大学保健管理体制の改善整備について

学生の教育に責任を負う大学にとって、大学保健管理の充実強化は当面する緊急の課題であり、昭和三十七年六月二十二日第二十四回総会および昭和三十八年六月二十一日第二十九回総会の決議に基づき再度にわたり、大学保健管理体制の改善整備について要望してきたのでありますが、今日なおこの面においてさしたる進展のみられないことは、極めて遺憾であります。

精神的、身体的疾病による修学の中断は、単に学生にとって大きな不幸であるばかりでなく、国家社会の損失は、はかりしれないものがあります。

よってここに、専任の教授職以下の職員をおく強力な大学保健管理施設を早期に設置し、大学保健管理の格段の充実を図られるよう重ねて強

く要望します。

昭和三十八年十二月 日

国立大学協会
会長 茅 誠 司

要 望 書

国立大学協会は昭和三十八年十一月七日、八日の両日第三十回総会を開催し、大学院課程増設の問題について慎重に審議した結果、全会一致をもって左記の通り決議いたしましたので右実現方について何分の御配慮をお願いいたします。

記

大学院研究科増設について

近時、世界各国ならびに我国における学術の進歩と生産技術の高度化は著しいものがある。その必然的結果として、各分野における高度の教育を受けた人材に対する要求は、年と共に増大し、この傾向は、今後ますます強められるものと予想されるので、我が国の国立大学においても大学院の教育を速かに拡充し、この事態に対処しなければならぬ。

また最近の傾向として、学士課程終了後大学院に進学を希望する学生は年々増加しつつあり、本年に至ってその増加は頓に著しいものがある。これら学生に対し、大学院への道は地域的偏在、その他の関係もあり、必ずしも平坦なものとは考えられない。我国学術の進歩、技術の革新の高度化が経済力の伸長を促進し、さらに文化の伸展と国民生活の向上に資することに思いをいたすとき、このような現状は速かに改善すべきであると思う。

幸い本年度より新設国立大学にも大学院研究科が設置されることになったが、その数は僅かに六大学・七研究科に過ぎない。三十九年度の文部省予算案には新たに二十一大学に二十七の研究科を新設する計画が盛り込まれている由であるが、われわれはこの方針に対し、前述の理由から全面的に賛意を表し、その実現を強く希望するものである。同時に、その実施に必要な経費についても十分な予算的措置を講ぜられることを切望

してやまない。また将来は、さらに多くの国立大学に、少くとも修士課程までの大学院研究科を設置し、高度の専門的知識技能を有するより多くの人材を養成することが大学の使命を全うする所以であると信ずる。

昭和三十八年十二月 日

国立大学協会

会長 茅 誠 司

要 望 書

国立大学協会は昭和三十八年十一月七日、八日の両日第三十回総会を開催し、教官研究費の増額、国立文教施設整備費の増額および学生経費の増額について慎重に審議した結果、全会一致をもって左記の通り決議いたしましたので右実現方について何分の御配慮をお願いいたします。

記

一、教官研究費の増額について

教育の普及発達特に大学における學術研究と教育がその国の文化・経済の発展にとって重要な要因をなしていることは、過去における実績に徴してみても明らかなることである。しかしして大学における高度の學術研究と教育を推進するためには、それに対応して研究費を十分に供給することが不可欠の条件をなしていることもまた明らかなることである。諸外国においては、研究費の支出が生産的な投資であるとさえされているが、この点についての認識は、わが国では著しく欠けているように思われる。このことは実質的な學術研究費の甚だしい低下となつて現われている。

わが国における學術研究の國際的水準を高め、かつ、これを維持するためには、先づ欧米各国が學術研究に投ずる費用とわが国のそれとの較差を縮めることが必要であり、それによって大学における研究・教育条件を整備充実することが先決問題である。先進諸国がこぞつて教育投資の拡大に向つてある時期にあつて、わが国において逆に教育投資の比重が低下しつつあることは甚だ遺憾である。

教官研究費の増額については、既にたびたび要望して来たところであ

あるが、いまだ目標には程遠い状態である。文部省においては、昭和三十三年度において教官研究費を差しあたり戦前相当額に引上げるため、文部省において当時の教官研究費予算総額を三倍強とする目標を樹て、これが達成を期したのであるが、三十三年度において僅かに五億円、三十四年度三十五年度においてそれぞれ一〇億円、三十六年度一二億円、三十七年度一億円、三十八年度においては八億円の増額が認められたに過ぎず、目標額に達するにはなお大幅の増額を必要とする状態である。

当初計画の実現がこのように遷延されているために、教育研究の推進を甚だしく阻害し、學術の基礎の育成と水準の高揚が立ち遅れていることは真に寒心に堪えない。かかる現状に鑑み昭和三十九年度においては、少くとも三十億円を増額し、せめて当初の目標を達成するよう措置されることを強く要望する。

二、国立文教施設整備費の増額について

文部省は、さきに国立文教施設整備の立ち遅れを憂慮し、これが根本的な整備をはかるために、詳細な実態調査を行ない、これに基づいて国立文教施設整備緊急五ヵ年計画を樹て、所要目標額一、〇六四億円の達成を期し昭和三十六年度から実施して来たのであるが、これに対し初年度において七二億円、二年度において一三一億円、三年度において一八七億円併せて三九〇億円が認められたに過ぎず、既に五ヵ年計画の三年次を経過した今日においても当初目標額の三六、五%が認められたに過ぎない実情である。これでは五年間に予定計画の完了できないことは明らかであるばかりでなく、その後の急激な工費の単価増もあり、科学技術振興に伴い新たに増募すべき学生の教育は勿論のこと、来たるべき昭和四十一年度の学生急増を想うとき、現在施設不備のため著しく阻害されている研究と教育がますます支障を来すことは必定である。

戦後すでに十八年を経過し、文化経済発展の途上にあつて、その基礎をなす大学の研究教育の格段の充実と拡充が期せられねばならないとき、右のような著しい立ち遅れのままで遷延することは、われわれ

教育研究の任にあるものとして誠に寒心に堪えないところである。

よって、昭和三十九年度予算においては、所要計画額三四五億円を是非とも計上し、施設整備五ヵ年計画が完全に実施できるよう特別の考慮を払われんことを要望する。

なお、科学技術者の養成確保に追われ、とかくなおざりにされた人間形成の面について見ても、その教育効果を發揮するために必要欠くべらざる課外における教官と学生或は学生相互の接触を通しての人間教育の場としての学生会館、学寮、体育施設等の整備充実の必要が特に痛感される。このことは学園にふさわしい教育環境を造成するため構内道路、校庭等の物的環境的諸条件の整備充実と相まって至急実施できるよう措置されんことを併せて要望する。

三、学生経費の増額について

戦後欧米諸国においては、諸科学の振興は特に大学における研究および教育を中心とすべきであるとの基本方策を樹て、巨額の経費を投じて画期的な科学者技術者の養成計画を樹立し、逸早くこれを実施して来たのであるが、今日欧米諸国の科学技術は、そのために躍進的な発展を遂げ、産業はその面目を一新して将に一時代を画しつつあると云えよう。しかるに、わが国の現状をみるに、戦後既に十八年余を経たにもかかわらず大学における研究教育施設の老朽化、旧式化は依然として解消せず、研究費の不足は勿論学生経費の不足等による立ち遅れは、これを基盤にする産業技術、ひいては産業自体の将来の進歩をものはむむこと必定である。

学生の創造的、計画的、分析的且つ総合的な思考を伸張させるための実験実習その他必要な学生経費は、教官研究費、一般管理費とともに国立大学の運営に要する物件費のうちの三本柱の一つをなすものであるが、学生経費の単価が極端に低率のために、とぼしい教官研究費の相当部分をさいてこれに充てざるを得ない実情である。昭和二十五年度における文科系学生経費の単価二、二〇〇円が昭和三十八年度においては五、五〇〇円、理科系学生経費単価三、七〇〇円が一、二、五〇〇円で僅かに二、五乃至三、三倍に過ぎない。更に大学院の学生経

費について見ても、昭和二十八年度において文科系三、九〇〇円が昭和三十八年度においてはようやく一〇、六〇〇円で僅かに二、七倍、同じく理科系においては六、六〇〇円が四、一倍の二七、一〇〇円となつたに過ぎず、今日理科系学部一人当たりの学生経費が少くとも十万円を必要とすると思ひ比べるとあまりにも瞭然たるものがある。かくの如く、国立大学の学生教育において、経費不足のために実験実習等に支障を来たしていることは、卒業者の学力、実社会における技術面にも影響し、延いてはわが国の科学技術の振興をばむ結果となつてゐる。

昭和三十九年度においては、かかる実情を勘案の上、是非とも学生経費を大幅に増額するよう措置されんことを重ねて要望する。

昭和三十八年十二月 日

国立大学協会

会長 茅 誠 司

昭和三十八年十二月 日

国立大学協会

会長 茅 誠 司

国立大学教官の給与改善については、かねて来格段のご高配を煩わし逐次改善を見つつあることは、文教振興のため真に喜びに堪えません。本協会におきましても、目下国立大学教官の給与の根本的な改善の具体的方策について検討を進めており、何れこれが試案に基づいて重ねて要望したたく存じておりますが、この度開催された第三十回総会において、差し当たり左記事項について至急ご考慮を煩わしいとの強い要望がありましたので、右実現方につき何分のご配慮を下さるようお願いいたします。

記

一 国立大学長の管理職手当を一率に本俸の二五%とすること。同時に学部長その他の部局長の管理職手当についても一率一八%とすること。
二 国立大学教官の給与について、二等級十九号俸以上の号俸の適用を一

本だてとすること。(一般職の職員の給与に関する法律別表第五備考(二)関係)。

三教授について、一等級への昇進の途を開くこと。

要 望 書

昭和三十九年一月二十三日開催の国立大学協会第三十一回総会において左記の要望書を提出することに決議されましたので、この要望の趣旨が実現されるよう格別の御配慮をお願いいたします。

記

国立学校設置法一部改正に伴う講座・科目等の省令化に関し、特に教員養成に携わる大学・学部からして、幾多の疑問や不満が表明されており、

このことは、大学と文部省の間に、十分な意志の疏通を欠いたためと考えられ、遺憾であります。

このような結果を招いたのは、教員養成系の大学・学部に関しては、他の大学・学部と異なり、まだ設置基準要項が確立されていないの由来することが少なくありません。ここに根本的な問題があります。しかし直接的には、今回の省令化に際し、幾多の大学・学部の特色また意向が無視されたのではないかと疑念を産んだためであります。

幸い今日、教員養成系の大学・学部に関する設置基準要項の検討がいろいろな形で試みられており、近く何らかの成果が得られる段階に達していると聞き及びます。従って、当協会としては、次の二点を強く要望いたします。

第一 今回行なわれた学科目の省令化は、上述した設置基準要項に関する検討の結果が纏まり次第、それに基づいて改訂されたいこと。

第二 その際、各大学・学部と十分に話し合いを行ない、各大学・学部の特色および意向が適当に生かされるように努められたいこと。

昭和三十九年一月二十三日

国立大学協会

会長 大河内 一 男

提 出 先

文部大臣	灘尾弘吉
事務次官	内藤誉三郎
大学学術局長	小林行雄
庶務課長	西田亀久夫
大学課長	井内慶次郎
教職員養成課長	安養寺重夫

16 国立学校の特別会計制度について

(一乃至八)

一、昭和三十八年十二月二十日国大協庶第二四八号大河内会長より国立大学長宛

今回、文部省より当協会に対し、文部省と大蔵省との間において昭和三十九年度予算折衝の過程において、国立大学の施設整備の促進強化および国立大学予算の確保ならびに同予算運用上の弾力性等を考慮して、両省の間に国立学校の予算を特別会計にする話し合いがにわかに進展し、文部省においてはこれについて国立大学側の意見を求め、大蔵省と折衝したいとの申し出がありました。

よって、本協会は昨十二月十九日、理事会ならびに第六常置委員会の緊急合同会議を開催し、文部当局側からその経緯と内容についての説明を求めると共に、協会としての対策を協議いたしました。

その結果、文部省においても前記のとおり大学側の意見を求めた上でその態度を決定したいとのことでありますので、本協会としては、左記日程により、各大学のご意向を伺った上、最終的な態度を決定したいと考えております。

年末年始のこともあり、ご検討を願う期間が短かくて申し訳なく存じますが、事情ご了承の上、何分のご配慮をお願い申し上げます。

なお、本月二十日新聞その他において「国立学校特別会計」について発表されましたが、右報道について文部当局に確めたところ、文部

省としては、前記のとおり国立大学側の意見により今後関係筋と接衝の上、最終決定をする予定であること及び特別会計を設定する場合でもそれは国立学校会計の独立採算制を目的とするものではなく、従って新聞紙上に報道されているように授業料等の値上げを企図し一般会計の負担軽減を図ることを目的としているものでない旨申し出て居りましたので、念のため申し添えます。

記

十二月二十三日、二十四日 午後三時から東京大学において第六常置委員会の小委員会を開催し、小委員のほか専門委員五名程度を委嘱して、特別会計制度の内容および本制度の利害得失について検討し、当協会としての見解の原案をまとめる。

○小委員会委員

会長、両副会長、第六常置委員会委員長、高橋、黒沢各委員

十二月二十五日 午前十時から東京大学において役員会と第六常置委員会の合同会議を開催し、右小委員会の原案について検討の上、成案を得て各大学に送付し、それぞれ検討を願ひ、でき得る限り一月二十一日までに当協会事務局に必着するよう文書又は電信電話で御意見を御申出願うこと。(但し万已むを得ない場合は後記の総会で御意見を出して頂くこと。)

一月二十二日 午前十時から東京大学において前記合同会議を開催し、各大学の意見について協議。

一月二十三日 午前十時から日本学術会議講堂において国立大学協会第三十一回総会を開催し、協会としての最終意見を決定する。

二、昭和三十八年十二月二十五日国大協庶第二五四号大河内会長より各国立大学長宛

去る十二月二十日付国大協庶第二四八号をもってご報告と共にご了承をお願いした国立学校特別会計制度の問題につきまして、早速、左記の方々を専門委員にお願ひしてかねて御通知の審議日程により別紙のとおり国立学校特別会計制度についての意見書(案)を作成いたしました。

つきましては、前便でもお願いいたしましたように、本案につき至急ご検討の上、これに対するご意見をきたる一月二十一日までに当協会事務局に必着するよう(文書又は電信電話でお申し出で願うこと。但し万已むを得ない場合は總會でご意見を出していただくこと)ご配慮の程をお願い申し上げます。

年末年始のことでもあり、ご検討を願う期間も極めて少ないことでご迷惑とは存じますが、意見書提出の時機がさしせまっています事情ご推察の上、何分のお取計らいを重ねてお願い申し上げます。

なお、意見書作成の理由及び方法は次のとおりでありますので念のため申し添えます。

専門委員

一橋大学教授	田上 穰 治
東京大学教授	辻 清 明
"	雄 川 一 郎
"	武 田 隆 夫
"	遠 藤 湘 吉

(意見書作成の理由)

右意見(案)の作成は国立大学協会役員会および第六常置委員会の合同会議において学校特別会計の設置の可否について検討した結果、当協会第六常置委員会においては、かねてより大学における教育と研究の円滑な運営を保障するためには一般行政機関と異なった独自の運営が必要であり、これがためには財政面においても特別会計を設置する等、何等かの特別措置を講ずることを検討してきた関係もありましたのでもし別紙意見書案の各条項に記されてある条件が充たされる特別会計が設置されるならば右の趣旨に沿ったものであるとの見解に立って作成したものであります。

(意見書作成の方法)

この意見書は別紙(参考)として添付してある「国立学校特別会計制度について(昭和三十八年一月二十〇日現在における大蔵省提案を文部省において理解した点を記述したもの)」を検討すると共に、前記意見書作成の理由に述べたように学校特別会計設置についてそのある

べき形を総合的に検討して作成したものである。

国立学校特別会計制度についての意見(案)

(註) 各章句の末に付した数字は別紙参考資料(国立学校特別会計制度について)の記載項目番号である。

一、国立学校特別会計設置の問題について当協会は、次の三点を前提として検討した。ただし、問題を国立大学の範囲に限定した。

(一) 国立大学がその任務・目的を達成するについては、一般行政機関とは異った独自の運営が必要であること。

(二) 国立大学の施設の現状は、新設大学はもちろん、旧設大学においても、極めて劣悪、不十分なこと。

(三) 日本の財政・経済の現状からみて、国立大学のための予算確保の困難は将来、必ずしも緩和されなれないと思われること。

二、右の立場において、当協会は、この際特に左の諸点について要望する。

I 特別会計設置の趣旨と目的

(一) この会計は、大学における教育と研究の円滑な運営を保障し、大学の人的・物的内容を充実させることを本旨とすべきものであること。

(二) この会計は、国立大学財政を、永続的観点に立って自主的・弾力的・計画的に運営することを可能ならしめるものでなければならぬこと。

(三) 国立大学の財政は、本来収支の均衡を期待することができないものであり、この会計の運用に当っては企業会計の精神を活かすべき分野もないではないが、そのことにより国立大学の本来の目的の実現を妨げるようなことがあってはならないこと。

II 特別会計の運用

(一) この会計の運用に当っては、一般会計の負担を軽減するために独立採算をはかるようなことがあってはならないこと。したがって、

(イ) 剰余金、国有財産処分収入等の特別会計固有の財源があることを理由として、一般会計からの支出金額を削減してはならない。(5)(7)(10)

(ロ) 授業料収入等の歳入の増大を特にはかるようなことがあってはならない。(2)

(二) この会計においては、大学における教育と研究の円滑な遂行を可能ならしめる見地から、一時借入金・繰越・予算の流用・継続費等の諸点において弾力的な措置が考慮されなければならないこと。(4)(11)

(三) この会計は、また国立大学施設の整備促進、内容充実のために運用されなければならないこと。したがって、

(イ) この会計に属する国有財産の利用ないし処分はすべて国立大学の内容の充実のためになされることを本旨とする。(7)(8)(9)(10)

(ロ) この会計は、財政投融资資金の受入れを行ない施設の整備を促進しうるものとする。(3)

(四) この会計の剰余金は、全額この会計の財源とし、歳入予算超過分の一部は、積立金として積立て、施設整備のために歳入に繰入れうるものとする。(5)

(五) 歳入超過額については、弾力条項を設け、予算の円滑な運営をはかることとする。(6)

(六) 剰余金、歳入超過分、国有財産の処分等によって生じた財源はそれらの発生した事情に即しつつ、(三)の目的に沿うように使用すること。

別紙(参考)資料

国立学校特別会計制度について

(昭和三十八年十二月二十日現在における大蔵省提
案を文部省において理解した点を記述したもの)

1、この特別会計は、国立学校の内容の充実を図り、かつ、今後における拡充整備を促進する趣旨のものである。

2、この特別会計は、国立学校会誌の独立採算制を目的とするものでは

なく、したがって、一般会計の負担軽減を図る目的をもって、授業料等の値上げを企図しているものではない。

3、借入金金の制度を設け、財政投融資資金を導入して施設（病院）整備の促進に資する。

4、この特別会計において支払上現金が不足するときは、年度内の一時借入金を行うことができる。

5、この会計の剰余金は、一般会計における剰余金とは異なり、全額この会計の財源とされる。特にこの剰余金の一部（歳入予算超過分）は、積立金として積み立て、施設の整備に充当する。

6、歳入予算の超過額については、病院等の経営に直接必要な経費に充てるよう弾力条項を設け、その円滑な運営を図る。

7、現在国立学校の管理する国有財産は、原則として一切この特別会計の財産としていわば出資されるものとし、今後その財産が学校としての使用目的に供されなくなった場合においても、これを換価した代金は、従来のような一般行成の財源とはせず、この特別会計の歳入として国立学校の内容の充実にあてる。

8、今後この特別会計の財産を処分する場合は、従来のように、他の行政目的のために減額譲渡または無償譲渡することは、原則とし行わない。

9、今後一般会計の財産を国立学校の用に供するためこの特別会計に所管換する場合は無償とし、この特別会計の財産を他の会計に所管換をする場合は、原則として有償とする。

10、この特別会計に属する不用の財産を処分して、その代金を国立学校の内容充実にあてることを容易にするため、建交換を行なうに必要な予算枠と国庫債務負担行為枠とを設ける。

11、研究費その他国立学校の運営費については、特別会計にふさわしいように、実情に即した使用ができるようにする。

三、国立学校特別会計制度についての意見書

各大学に送付した国立学校特別会計制度についての意見書（案）に対し検討の結果、各大学からそれぞれ意見の回答があったので、これ

について一月二十二日専門委員会、同二十二日第六常置委員会と役員会の合同会議を開催協議し総会提出の原案を取りまとめた。これを同二十三日第三十一回総会に付議したところ、一部修正の上次の意見書が可決されたのでただちにこれを左記宛提出した。

国立学校特別会計制度についての意見

国立大学がその任務・目的を達成するためには、一般行政機関とは異った独自の運営が必要である。この見地から、国立大学の会計についても一般会計と異った取扱をすることは異論はない。しかしながらその具体的な制度及び内容については、大学の意見を反映せしめ、大学にふさわしいものとするよう慎重な検討を要する。しかるに、今回提示された国立学校特別会計制度に関しては、われわれに十分検討するいとまが与えられなかったことは遺憾であった。

従って、われわれはその内容について十分具体的には結論を得るにいたっていないが、さし当り後記の諸条項の趣旨は関係法令において完全に実現されることが必要であると考える。

国立大学の内容、施設は、新設大学はもちろん、旧設大学においても、極めて劣悪不満足な状態にある。この現状を改善し、学術の水準を高め大学間の格差を是正し、大学の任務の達成に支障なからしめるためには、大学財政をさらに拡充し、その運営をいっそう円滑ならしめなければならない。その意味において、大学財政については、今後の検討に残された問題は少しとしないのである。従って、今回の特別会計制度の実施後においても、その結果を検討し、改善をはかって行くことはもとより、さらに進んで、大学財政確立の方策を研究する必要がある、常時右の検討・研究が続けらるべきであると考えらる。

なお、この制度の成文化及び実施にあつては、大学の自主性が尊重されるべきことはいうまでもなく、また、この会計の運営上の重要事項については国立大学側の意向が十分反映されるような方途が講ぜらるべきである。

右の趣旨において当協会は、左の諸点について要望する。

I 特別会計設置の趣旨と目的

(一) この会計は、大学における研究と教育の円滑な運営を保障し、すべての大学の人的・物的内容を充実させることを本旨とすべきものであること。

(二) この会計は、国立大学財政を、永続的長期的観点に立って自主的・弾力的・計画的に運営することを可能ならしめるものでなければならぬこと。

(三) 国立大学の財政は、本来収支の均衡を期待することができないものであるから、たとえこの会計の運用上企業会計の精神を活かすべき面があるにしても、そのことにより国立大学の本来の目的の実現を妨げるようなことがあってはならないこと。

(四) 国立大学の任務と性質にかんがみ、国立大学とその他の諸学校とを区分すること。

II 特別会計の運用

(一) この会計の運用に当たっては、一般会計の負担を軽減するために独立採算をはかるようなことがあってはならないこと。したがって、

(イ) 剰余金、国有財産処分収入等の特別会計固有の財源があることを理由として、一般会計からの支出を削減してはならない。

(ロ) 授業料収入等の歳入の増大を特にはかるようなことがあってはならない。

(二) この会計においては、大学における研究と教育の円滑な遂行を可能ならしめる見地から、一時借入金・繰越・予算の流用・継続費等の諸点において、弾力的な措置が考慮されなければならないこと。

(三) この会計は、また国立大学施設の整備促進、内容充実のために運用されなければならないこと。したがって、

(イ) この会計に属する国有財産の利用ないし処分は有償としてこの会計に帰属し、一般会計の財産を使用または所管換する場合は無償とすることを原則とする。

(ロ) この会計は、施設の整備を促進するために適当な条件のもと

に財政投融资資金の受入れを行ないうるものとする。

(イ) この会計では、いわゆる建交換を行なうに必要な予算枠を設け、国庫債務負担行為をなしうるものとする。

(四) この会計の剰余金は、全額この会計の財源とし、歳入予算超過分の一部は、積立金として積立て、施設整備のために歳入に繰入れうるものとする。

(五) 歳入超過額については、弾力条項を設け、予算の円滑な運営をはかることとする。

(六) 剰余金、歳入超過分、国有財産処分等によって生じた財源は、それらの発生した事情を考慮しつつ、(三)の目的に沿うように使用すること。

昭和三十九年一月二十三日

国立大学協会会長 大河内 一男

殿

(註) 第三十一回総会において、前文中原案の「取扱をすること自体には」を「取扱をすることに」に、「提案」を「提示」に、「具体的結論」を「具体的には結論」に修正された。

提出先

文部大臣	灘尾弘吉
政務次官	八木徹雄
事務次官	内藤誉三郎
大学学術局長	小林行雄
官房長	蒲生芳郎
会計課長	安嶋慶次郎
大学課長	井内慶次郎
自由民主党政務調査会長	三木武夫
大蔵大臣	田中角栄
政務次官	額中角栄
政務次官	斎藤邦吉
事務次官	石野信一

主計局長	佐藤一郎
主計局次長	中尾博之
理財局長	吉岡英一
管財局長	江守堅太郎
主計官	赤羽桂

四、会長談話

(昭和三十九年一月二十三日第三十一回)
 総会当日報道関係者に公表されたもの

- (1) 昨年十二月十九日国立学校特別会計の設置に関し文部省から国立大学協会の意見を徴されたので、全国の国立大学は今日まで真剣にこの問題と取り組み、ようやく意見をまとめることができました。
- (2) 学校特別会計のような重要な問題については、あらかじめ大学側のじゅうぶんな検討にもとづく意見を徴したのち、はじめて納得するような結論が下されるのだと思われのですが、今回の提案はいささか唐突な感があり、われわれが慎重に検討する十分な余裕が与えられなかったことは、手続上遺憾に思っています。
- (3) ただし、われわれは大学の任務と目的からみて、大学財政について特別会計を設けることについては、原則的には異論はありません。しかしこの制度の具体的ありかたいかんによっては、大学の任務である学問、研究の自由な発展にとつて憂うべき事態を来さないとはいえません。したがって、われわれは、国立大学協会の総意によりここに特別会計制度において実現されなければならないと信じる事項をとりまとめ、文部大臣に要望することになりました。
- (4) この制度には、とくにキメの細かい運営が要請されますし、それがある意味では制度を活かすカギとなると思われますので、この点についてとくに文部大臣の格別の配慮をお願いしておきました。
- (5) 願わくは社会一般も、学術の発展と向上を念ずるわれわれの意のあるところを理解せられ、大学財政拡充のために協力されることを期待しています。

五、国立学校特別会計法 (34頁所掲)

六、国立学校特別会計法施行令 (36頁所掲)

七、覚書

(昭和三十九年二月二十七日付内藤文部事務次官と佐藤大蔵省主計局長との覚書)

- 1、この特別会計は、国立学校の内容の充実を図り、かつ、今後における整備を促進する趣旨のものである。
 - 2、この特別会計は、国立学校会計の独立採算を目的とするものではない。したがって、特別会計にしたことを理由として授業料等の値上げを意図することはない。
 - 3、この特別会計に属する不用の財産を処分して、その収入を国立学校の内容充実にあてることを容易にするため、今後においても必要がある場合においては、建交換を行なうに必要な予算と国庫債務負担行為の計上を図ることとする。
 - 4、この特別会計の歳出予算の移流用については、教育研究の実情に即して弾力的な取扱いをするように努めることとする。
- (註) この覚書は、昭和三十九年四月二日参議院大蔵、文教委員会連合審査会において、田中大蔵大臣が公表している。

八、国立学校特別会計についての協会と文部次官との交換書面

(昭和三十九年四月二十四日国大協会計第五号)
 (大河内会長から内藤文部事務次官宛)

国立学校特別会計法は、さる四月三日国会の議決をへて即日公布されましたが同法施行令その他本特別会計制度の運用に当っては当協会の意見にそつて種々御努力を願っていることと存じますが、今後とも右の意見書において申述べた諸点を十分尊重され、その実現方につき何分の御配慮をお願いいたします。

なお、意見書中に申述べました「国立大学側の意向が十分反映されるような方途」の講ぜられることについて何らかの具体的な措置を伺いたく貴意を得たいと存じます。

(昭和三十九年四月二十五日雑令第一四号)
 (内藤文部次官から大河内会長宛)

このことについては、かねてからご協力をたまわり感謝にたえませ
ん。

ご承知のとおり、国立学校特別会計法は、去る昭和三十九年四月三日第四十六回通常国会において可決成立、即日公布施行されましたがこの制度の運用等につきましては、今後とも、できるかぎり貴協会のご要望の趣旨に沿うよう努力する所存であります。

なお、ご照会にかかる点につきましては、貴協会と文部省側との間に協議会を設け、必要により大蔵省側の参加を求めるとして、今後ともこの制度の改善充実に資したいと考えておりますので、ご了承願います。

17 大学卒業予定者のための推薦選考 開始時期について

(大河内会長より各国立大学長宛通知、
昭和三十九年二月十二日、国大協庶第一〇号)

標記に関し、昭和三十九年二月五日付文大生第一三四号をもって文部省大学学術局長から各大学長宛通知の趣であります。本協会において
はご承知の通り、去る一月二十三日開催の国立大学協会第三十一回総会
の際、標記についての国・公・私立大学の各協会、連盟の申し合せはこ
れを認めることとするが、国立大学においては、就職選考開始時期の繰
り上げのため、各大学における教育計画を乱されることを憂慮し、右申
し合せの「求人側に対する卒業予定者の推薦は、十月一日以降実施を目
途として云々」とあるのは、昨年と同じく十月一日以降実施を厳守する
ことと解釈することを改めて確認いたしました次第でもありますので、右の
趣旨を篤とご了承の上これにご協力せられるよう要望いたします。

(これについては同時に各事業所団体代表者(百拾人)に対し右の
写を送付し傘下各事業所の協力方の取り計いを依頼した)。